

びに理事の皆様に感謝を申し上げます。本日は、中小企業金融円滑化法案、そして株式会社企業再生支援機構法案、銀行等株式保有制限法案のそれぞれ改正案についての審議でございますが、最初に少し時間をいただきまして、最近報道されることが多い休眠口座について質問させていただきたいと思います。

まず、休眠口座と言われますけれども、私なんかも複数の金融機関につくつて、しばらくは使用していたんですけども、そのままにして今は使っていない口座が結構あります。ただ、今議論の俎上に上っている休眠口座は、ある一定の定義に基づいて、ある一定の基準以上のものを休眠口座として議論の対象にしているのかどうか、その定義について、またその数量、数値について、ここで改めて教えてください。

○細溝政府参考人 お答えいたします。

金融機関について、しばらくは使用していたんですけども、そのままにして今は使っていない口座が結構あります。ただ、今議論の俎上に上っている休眠口座は、ある一定の定義に基づいて、ある一定の基準以上のものを休眠口座として議論の対象にしているのかどうか、その定義について、またその数量、数値について、ここで改めて教えてください。

○細溝政府参考人 お答えいたします。金融機関として特に定義を定めているということではございませんが、いわゆる休眠口座とは、長期間にわたって入出金等の異動がない、それから本人の所在が確認されない、そういういた預金等と認識しております。

現在、日本には十二億口座ほどあると伺っております。現状は、金融機関で、毎年八百五十億円ほど益金処理をする。一方で、四割に当たる三百五十億円の支払い要求があり、損金処理をされているというふうに聞いております。

○森本(和)委員 ありがとうございます。先日、私どもの部会の方で、全国銀行協会さんが、睡眠預金ということで定義を出していただきました。

これによれば、流動性預金、そして自動継続定期預金以外の定期性預金、そして最終取引日以降は払い出し可能な状態であるにもかかわらず長期間異動のないものという定義が一つ。それから、自動継続定期預金の場合も、初回の満期日以降、長期間継続状態が自動で続いているものも睡眠預金という定義に入りますという説明を受けました。

そこで、一つ質問というか、提案というか、先ほど十二億口座ということでありますけれども、お年寄りから子供まで含めて一人当たり平均十ぐらいの口座は持っているという計算になりますけれども、実際には、一つの金融機関に一人の個人が複数の口座を持つている可能性が高いのではないかと思います。

金融機関では、取引を個人ごとにまとめた名寄せ、今議論されておりますマイナンバーのよう、定期性預金それから流動性預金等々合わせて名寄せということで管理をしているはずであります。休眠口座として動いていなくとも、同じ名寄せで一人の、同じ個人の別のある一つの取引が動いていれば、ある意味それは、例えば先ほどの自動継続の定期性預金なんかがそうだと思うんですが、最初に預けておいて、後は自動でどんどん繰り延べされるので、余りさわらないで置いておくというようなケースもあるかと思います。しかし同じ名寄せのもう一つの口座は頻繁に取引されている、こういったケースも当然考えられるわけでして、むしろそういう方が多いんじゃないかななどというふうに思つわけです。

そういう意味で、この睡眠口座というのか休眠口座、どういうふうに把握をしているのかという

ことなんですが、今現在調査中ということなので、恐らくいろいろな想定、いろいろな課題、考慮点があるかと思うんですが、ここで質問してもお答えはできないと思いますのでお聞きしませんけれども、単純な口座数で把握をしていくと実態把握には十分ではないのではないかというふうに思う

わけであります。

管理コスト計算の際にも、十二億口座もあるか、あるいは何億口座あるのかということになる

か、あるいはやはり名寄せで管理するともつと少なくなるんじやないかなというふうに思つておりますが、名寄せベースでの議論というのは行

われているのかどうか。もちろん、金融機関が別の金融機関の場合は当然名寄せできないわけなん

ですけれども、同じ金融機関で、大体、個人でもメーンバンクとかサブメーンバンクとかというの

はありますので、そういう形で名寄せでの議論と

いうのがされているのかどうか、教えてください。

○細溝政府参考人 先ほどお答え申し上げました十二億口座、これは委員御指摘のとおり、預金者ごとに名寄せを行つてない、そういう口座数でござります。

幾つかの銀行に実務はどうしているのかということを聞いてみましたところ、いわゆる休眠口座の管理につきましては、預金者単位ではなくて、口座単位で管理を行つてているというふうに聞いております。また、相続の発生後、相続人が名義人変更を行わない口座も存在するというふうに聞いております。

○森本(和)委員 ありがとうございます。そうしますと、名寄せベースで、今私が申し上げたようなケースについては、恐らくこの休眠口座からは外れるという解釈でいいのかなと思うんですが、いわゆる、一人の個人の中で幾つか口座があつて、一つは動いているけれどもほかの口座は眠っているというような場合は、それは休眠口座とはみなさないという考え方なのかなというふうに思います。それが至極当然だと思いますけれども。

そういう名寄せ管理をしていないところで、單独で、あるいは名寄せができるないという状態の中で休眠している口座があるということで、それを対象としているという解釈でよろしかつたでしょうか。

○細溝政府参考人 いわゆる休眠口座の活用につきましては、現在、成長ファイナンス推進会議において、内閣官房、これは国家戦略室になろうかと思いますが、中心に検討されておるということ

でございまして、その休眠口座の実態につきましても、今後、同会議が必要な調査を行うことになります。

○森本(和)委員 ありがとうございます。これから

ので、ひとつそいつた考え方も含めて御検討いただきたいなと思います。

それから、後で法案の審議の際に触れさせていただきますが、本日のメーンテーマである中小企

業金融円滑化や事業再生のために、コンサルティング、経営指導や、リスクマネジメントなどが行われております。それにはコストト

がかかります。日本経済の活性化、日本経済を支える中小企業を支援するために必要なコストと

いうことであります。法案の出口戦略の一つの柱が経営指導、コンサルティングとすれば、今後ますますこのコンサルティングが必要とされていく

と思います。現下の厳しい経済状況を乗り切るために過性のコストとは捉えにくいと思います。

銀行側から見ると、貸し出しに伴うコストであります。いろいろな資金調達方法がある中で、必ずしもすべてそだとは言い切れませんが、貸し出しの資金の原資は、顧客、お客様から預かった大切な預金ということあります。預金と貸し出しは裏腹でございます。

政府は、休眠口座の資金を震災復興財源や成長戦略に活用したいということありますけれども、預金を原資としている性格から考えますと、

その預金の運用という側面を持つ貸し出しの健全性を保つためのコストである、そういうコストに充てるのが本来ではないのかなというような思いもあります。または、今後の中小企業を支えてい

くためにも、より充実させていく、ひいては日本経済を支える中小企業のために負担していくコスト

に充てていく方が私は適当ではないのかなといふうにも思うわけであります。

自分自身が銀行系コンサルティング会社で働いていた経験があるんですねが、銀行の取引先の経営指導や事業再生、再編等を手伝つてきた経験をもとに考えますと、経営指導というのは、やはり継続的かつ包括的なニーズがあります。コンサルティングといっても、自腹でその手数料、フィー

を支払えない状態の中小零細企業が大変に多いわけあります。それでは外部に委託するんじや

なくて、銀行員が日ごろの活動の中でそのまま経営指導に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で難しいところがあるのでないか。

中小企業の経営改善が、財務面だけではなくて、企業統治や営業、それこそ売り上げを上げるために四苦八苦している。新規事業、新規市場開拓、顧客開拓、新商品開発、広告宣伝、人材採用、開発果てはMアンドAなど、コンサルティングニアズは多岐にわたります。継続的で効果のある親身なコンサルティングを受けようにも、お金がない、あるいは、最初はあるんだけれども継続的に行うにはそのお金がない、それが中小零細企業の実態だというふうに思います。

それから、地域の商工会議所さんなんかも一生懸命に経営指導をされておりますけれども、さまであるいは、最初はあるんだけれども継続的に行うにはそのお金がない、それが中小零細企業の実態だというふうに思います。

そういう意味で、復興源流やベンチャーエンターナンスへの支援などに活用することも私は基本的に大賛成ですが、預金を原資とするこの貸し出しを、少しでもその貸し出しを健全化するということと、つまり、預金を保護していくということにもつながっていくのではないか、そういうような思ひもござります。

そういう意味で、今後の議論の中で、そういう考え方もそういう議論の端っこにでも入れていただけるとありがたいなと思います。

では、古川大臣 お願いします。

○古川国務大臣 おはようございます。

休眠口座についてはさまざまな議論が惹起されておりますけれども、まず、そもそも、この休眠

口座、休眠預金の活用について検討するというも

ともとの原点のところからぜひちょっと御説明さ

せていただきたいと思っております。

日本経済は、大変長期の低迷に陥っているわけ

でございます。特に、こここのところを見ておりま

すと、廃業する人たちほどんどんふえる、一方で、

企業統治や営業、それこそ売り上げを上げるために四苦八苦している。新規事業、新規市場開拓、顧客開拓、新商品開発、広告宣伝、人材採用、開発果てはMアンドAなど、コンサルティングニアズは多岐にわたります。継続的で効果のある親身なコンサルティングを受けようにも、お金がない、あるいは、最初はあるんだけれども継続的に行うにはそのお金がない、それが中小零細企業の実態だというふうに思います。

議員も御承知のように、何かやるにはやはり先立つものが必要で、お金が必要である。しかし、例えば創業する、あるいはNPOを起こしていく、にはそのお金がない、それが中小零細企業の実態だというふうに思います。

議員も御承知のように、何かやるにはやはり先立つものが必要で、お金が必要である。しかし、社会をつくっていくことが必要ではないか

創業する、起業する、そういう数は非常に少ないという状況にあるわけです。今の日本の経済で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で難しいところがあるのでないか。

中小企業の経営改善が、財務面だけではなくて、企業統治や営業、それこそ売り上げを上げるために四苦八苦している。新規事業、新規市場開拓、顧客開拓、新商品開発、広告宣伝、人材採用、開発果てはMアンドAなど、コンサルティングニアズは多岐にわたります。継続的で効果のある親身なコンサルティングを受けようにも、お金がない、あるいは、最初はあるんだけれども継続的に行うにはそのお金がない、それが中小零細企業の実態だというふうに思います。

議員も御承知のように、何かやるにはやはり先立つものが必要で、お金が必要である。しかし、社会をつくっていくことが必要ではないか

創業する、起業する、そういう数は非常に少ないという状況にあるわけです。今の日本の経済で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で非営利組織に当たればいいではないか

創業する、起業する、そういう数は非常に少ないという状況にあるわけです。今の日本の経済で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で非営利組織に当たればいいではないか

創業する、起業する、そういう数は非常に少ないという状況にあるわけです。今の日本の経済で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で非営利組織に当たればいいではないか

創業する、起業する、そういう数は非常に少ないという状況にあるわけです。今の日本の経済で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で非営利組織に当たればいいではないか

創業する、起業する、そういう数は非常に少ないという状況にあるわけです。今の日本の経済で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で非営利組織に当たればいいではないか

創業する、起業する、そういう数は非常に少ないという状況にあるわけです。今の日本の経済で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で非営利組織に当たればいいではないか

創業する、起業する、そういう数は非常に少ないという状況にあるわけです。今の日本の経済で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で非営利組織に当たればいいではないか

創業する、起業する、そういう数は非常に少ないという状況にあるわけです。今の日本の経済で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で非営利組織に当たればいいではないか

創業する、起業する、そういう数は非常に少ないという状況にあるわけです。今の日本の経済で非営利組織に当たればいいではないかという声もありますが、これもいわゆる時間や適性の面で非営利組織に当たればいいではないか

行う予定といったしております。

その上で、最終的には、年次にまとめる予定の日本再生戦略にその検討結果を反映させていきた

いというふうに考えております。

○森本(和)委員 どうもありがとうございました。これからこの休眠口座の話もより具体的に話が展開していくと、いうふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日取り扱う法案、中小企業金融円滑化法案についてお聞きしたいと思います。

これまでの委員会でもたびたび同僚議員から質問がありました。本日は法案審議ということですが、いまして、同じ質問というふうになると思いますけれども、改めてお聞きたいと思います。

この金融円滑化法案の取り組み状況、そしてまた中小企業倒産件数等の推移を見て、政府としての所見についてお願いいたします。

○中塚副大臣 この法律が施行されましたのが平成二十一年の十二月の四日でございます。その法の施行日から昨年の九月の三十日までの貸し付け条件の変更等を集計した数字がございますが、それによりますと、金融機関は、中小企業に対しまして約二百二十九万件の条件変更を行つておりますが、倒産件数、いろいろなデータがございますけれども、法施行後は、おむね前年比でマイナスで推移をしておるというふうな状況であります。

今回、この法律の延長を判断する際に、昨年私は各地方へ出て、中小企業団体の皆さんやあるいは地域金融機関の皆さんと意見交換をしてまいりましたけれども、その中でもやはり、この法律が施行されることによって資金繰りが助かつたというふうな要素があると思いますけれども、當時それがいました。そういったことを考へても、この法律によりまして、資金繰りが改善をして事業を継続することができたということには一定の寄与が

あつたもの、そういうふうに判断をしておるとこ

ろであります。

○森本(和)委員 ありがとうございました。

金融機関が貸し出し条件等の変更に応じた割合

は九割超ということですので、私の知り合いの中

小企業の経営者の方も、この法律で随分助けられ

たという声もたくさんいただいておりまして、評

価する方が少なくありません。感覚的に、この法

案は一つの役割を担つたというふうに言えると思

います。

しかし、一方で、問題を先送りしただけではな

いかというケースもあるという声もあります。一

度貸し出し条件変更に応じた後に、例えば、再度

貸し出し条件変更の依頼があつたケース、そして、実行したケースはどれくらいあるでしょうか。ま

た、その割合は、最初に応じた数に對してどれく

らいなんでしょうか。お願いいたします。

○細溝政府参考人 同一の債務者が複数回の条件

変更を行う、いわゆる再リスクでございます。

これは、昨年の秋に幾つかの金融機関にヒアリ

ングいたしましたところ、昨年の七月から九月にかけて条件変更の申し込みを行つた中小企業者の

うち、約八割が再リスクであったということです。

ざいます。この八割を前提に、昨年、金融機関の

七一九の条件変更の申し込み総件数は三十一万件

でござりますから、その八割ということは、二十

五万件が再リスクであろうというふうに推測して

おります。

○森本(和)委員 八割という数字でありますけれども、再度貸し出し条件変更を求めるということなんですが、倒産件数、いろいろなデータがござりますけれども、法施行後は、おむね前年比でマイナスで推移をしておるというふうな状況であります。

今回、この法律の延長を判断する際に、昨年私は各地方へ出て、中小企業団体の皆さんやあるいは地域金融機関の皆さんと意見交換をしてまいりましたけれども、その中でもやはり、この法律が施行することによって資金繰りが助かつたといふうのもあると思いますが、環境変化などいろいろな要素があると思いますけれども、金融機関の側から見ると、この再度の貸し出し条件変更等はかなりシビアになるのではないかと思います。

その意味で、本法案にある努力義務であります

けれども、再度の依頼の場合も含まれるのでしょ

うか。お願ひいたします。

○森本政府参考人 お答えいたします。

中小企業金融円滑化法は、債務の弁済に係る負

担の軽減の申し込みがありましたときに、金融機関に対しまして、できる限り貸し付け条件の変更等に応じるように、うにされておりまして、評議會の運営が少なくありません。感覚的に、この法案は一つの役割を担つたというふうに言えると思

います。

○森本(和)委員 今回のこの法案で、先ほども申

し上げたとおり、大変助かったなという声も非常

に多いことは事実でありますし、積極的な評価を

したいと思いますが、今回、再延長ということを

考えますと、やはり、このいわゆる再リスク、再

度の変更等というものについては、何らかの考え方

何らかの対処をしていかなければいけないんじや

ないかなというふうに思います。

少し古い話で恐縮ですが、竹中大臣の時代に、

金融機関の自己資本規制が厳くなりまして、多

くの中小企業が、借入金の過多や自己資本過少と

いうことで厳しい債務者区分をされまして、継続

困難に陥つたというような感があるんですか

も、確かに、BIS規制が国際的なルールとして

不可避であり、当時は、金融機関の不良債権問題

が大きな問題となつていたという背景もあります

けれども、日本の金融社会では、企業へ直接投資

する投資家、出資者がまだ少ない、株式、株を持

つ人がまだ少なく、銀行からの借入金が疑似資本

として機能していたと思われます。今もそうでは

ないかと思います。

日本の的な商慣行や日本の金融市場の特徴は今

まう可能性が高いんじゃないかなと思われます。

○森本(和)委員 今の劣後性の借入金というものが、資本性借入金ということだと思うんですけど、今回、こちらの方を積極的に活用するという方向に立つてはいるのか、まさにこの疑似資本という考え方を前提としているのか、お答えください。

○桑原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の資本性借入金、これは借入金ではある

ものの、債務者の財務状況等の判断に当たりまし

て資本とみなすことができる借入金のこととござ

ります。

それで、この資本性借入金が、なぜ借入金であ

りながら資本とみなすことができるかといいます

と、この借入金が、今先生が御指摘のように、資

本に準じる性質を有しているということ、すなわ

ち、償還条件が長期間償還不要である、それから

金利設定が業績連動型、具体的には、赤字の場合は利子負担がほとんど生じない、そういうような性質を持つてはいる、それから原則として劣後性を有している、こういった性質に着目いたしました。資本とみなすことができるという取り扱いが認められているものでございます。

○森本(和)委員 そういう意味では、平成十六年二月に導入をされたということでありますけれども、竹中大臣の時代と今現在も共通の認識に立つて、いるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○中塚副大臣 先生も金融機関にお勤めでありますからよく御存じなんだと思うんですけれども、やはり中小企業というのは、資本調達の手段が非常に限られているということになります。そ

うした中小企業が資金を借り入れる際、資本的性

格が非常に強くて調達されているという実態を踏

まえてやはり財務状況というのは判断をしていか

なきやならぬだろうそういうふうに思うんです。

今、御答弁を参考の方から申し上げましたと

おり、竹中大臣の時代からこうした考えはございました。ございましたけれども、やはりどういつたケースにおいてそれを認めるのかとかいうよう

なことをちゃんと明確化しないことには、やはり

使い勝手も悪いであろうということなわけなん

です。ですので、そういう意味では、十分活用されて

いたとはなかなかちょっと言いがたい状況にあつたのではないか私自身はそう思つておりますが、今回、その意味において、資本性借入金として認められる条件を明確化した、積極的活用を図ることにしたということであります。

そのことは、要は、より実態に即して見ていくこ

うということでもござります。ですので、同じ認

識というか、今までの考え方をより深めたとい

ますか、繰り返しになりますけれども、より実態

に即したものにしていったというふうに御理解を

いただければと思つております。

○森本(和)委員 ありがとうございます。

日本の場合、非上場、未上場の企業経営者に、個人保証を求めるケースがほとんどでございます。会社と個人は別々なんだから、そもそも会社経営者の個人保証は必要ないんだという意見も聞きました。ますけれども、それはちょっとおいておきまして、少なくとも、自己資本比率の高い企業で担保が設定できたという企業には、経営者の個人保証は必要ないと考える方が合理的にも思われるんです。

が、貸し手側からすると、経営者の本気度や覚悟を見せてもらいたいということなんだと思います。実際のところ、経営者による個人保証が、事業失敗の後の再チャレンジ、あるいは子供に継ぐべき、子供じゃなくともいいんですけども、新しい経営者に継いでいくときの事業承継のネックになるケースが散見されます。

この点、政府はどのように認識しておりますでしょうか。

○細溝政府参考人 お答え申し上げます。

一般的に、多くの中小企業は、家計と経営が未分離であつたり、それから財務諸表の信頼性が必ずしも十分ではないという指摘がございます。こ

うした中小企業への融資におきましては、議員御案内とのおり、企業の信用補完あるいは経営に対する規律づけの観点から、経営者の個人保証を求めるといった慣行がございます。

ただ、金融庁としては、不動産担保や個人保証に過度に依存することのないようにという指導をいたしましたといふことであります。

そのことは、要は、より実態に即して見ていくことは、確かにその際には、単純に延長すること

ですけれども、その際には、金融機関に、中小企業に対しましてちゃんとコンサルティング機能を発揮してよりよくしていただく、そういう役割もお願いをしたところ

であります。

それで、今回、再延長、今回が最後ということでお願いをするわけなのであります。いろいろな中小企業団体の方にお話を伺いましたとしておりまして、財務体力のある企業であつても、個々の事情に応じて、場合によって個人保証を求める場合もあれば、例えば、議員御指摘のように、

物的担保が十分あって求めないといったような場合もあるうかと思つております。

いずれにしましても、金融機関が、顧客の企業の状況に応じて、不動産担保や個人保証に過度に依存することのないように、これからも注視してまいりたいと思つております。

○森本(和)委員 ありがとうございます。

○森本(和)委員 時間も押しておりますので、ちよつとまとめて質問したいと思います。

金融庁においては、今回の再延長が最終と考えていらっしゃるんでしょうか。今回の中身というか、從来からなんでしょうけれども、経営指導、コンサルティングを重点的にやっていくんだとい

うようなことが言われておりますが、一年後に再延長しないということであれば、何らかの出口戦略がないと厳しいのではないかというふうにも思います。

また、現在、消費税の増税の議論が検討されて

いる中、中小企業にとつては、リーマン、デフレ、円高と厳しい環境が続くわけで、そういう点で、

どうしても体質強化、体質転換が不可欠であります。その意味で経営指導を重視しているというふうに思いますけれども、その辺の成算、見通しについて教えてください。

○中塚副大臣 そもそもこの法律をお願いした背景には、リーマン・ショックで急激に景気が落ち込んで、将来性があるにもかかわらず、資金繰り

によつて倒産することのないようにということです

この法律をお願い申し上げました。

昨年は延長をお願いさせていただけわけなん

たように、中小企業の再生ということがあります。

○森本(和)委員 ありがとうございます。

それでは、企業再生支援機構法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

法の支援対象は、事業規模、業種、地域におい

て制限は一切なく、中堅中小企業のみならず、大

企業までの全ての規模の企業が対象とされており

ます。

先ほどの中小企業金融円滑化法案において、出

口戦略の一つとしてコンサルティングによる経営改善というものがわかるわけですが、まさに、機構の行う至れり尽くせりのメニューでの支援をいた

だけるということは、企業再生の観点からは大変ありがたいわけです。

今回の再生機構の法案は、今回の延長は、金融円滑化法の延長とあわせて考えますと、中小企業

の行う至れり尽くせりのメニューでの支援をいた

だけるということは、企業再生の観点からは大

変ありがとうございます。

今回の再生機構の法案は、今回の延長は、金融

円滑化法の延長とあわせて考えますと、中小企

業の行う至れり尽くせりのメニューでの支援をいた

だけるということは、企業再生の観点からは大

変ありがとうございます。

て、企業再生支援機構は非常に重要なツールといいますかファシリティーである、そういうふうに思っております。

基本的には金融機関がやっていくわけなんですが、けれども、例えば債権者間の調整が困難な場合とか、あるいは事業再生支援がより困難な場合等々、外部の専門機関の活用というのが非常に重要だらう、有効だらう、そういうふうにも思つております。今申し上げたような点において、この企業再生支援機構はきっと活躍をしてくれるに違ひない、そう思つています。

いろいろな業種が対象になります。出資やら債権の買い取りやらスパンサー探し、そういうふうに捉えられていて、この企業再生支援機構はきっと活躍をしてくれるに違ひない、そう思つています。

○森本(和)委員 出資やら債権の買い取りやラスボンサー探し、そういうふうに捉えられていて、たくさんの機能を有しておりますから、出口戦略に当たって重要な役割を果たしてくる、そういうふうに考えております。

○森本(和)委員 済みません、一つ。この点、どういうふうに捉えられているかというのをちょっとお答えいただけます。

○中塚副大臣 今回、この機構を活用していくと、いうことでありますが、それこそ、この機構の持つノウハウ等の活用ということにも非常に期待をしております。

今までのよう、機構が企業の再生そのものをハンドリングするということでもちろんなんですけれども、これまでに蓄積をされてきたノウハウ、あるいは金融機関との関係、そういう部分でも十分に機能を發揮してくれるのではないか、そう思つています。

○森本(和)委員 ありがとうございました。

それでは、銀行等の株式保有制限等に関する法案について質問させていただきます。

本法案は平成十三年に制定されました。当初の本法案の策定の背景について教えてください。

○森本政府参考人 お答えいたします。

銀行等保有株式制限法は、平成十三年十一月に成立した法律でございますが、その策定の背景と

いたしましては、株式の変動が銀行等の財務の健全性に影響を与え、ひいては銀行等に対します信認あるいは金融システムの安定性に影響を及ぼすことが懸念されましたところから、銀行等の株式保有を制限いたしまして、適正な規模に縮減していく必要がありますございました。

他方、こうしたこととから、銀行等の株式処分のいわば受け皿といったままで銀行等保有株式取得機構が設けられたということでございまして、また株価水準によりましては、金融システムの安定性や経済全体に好ましくない影響を与える可能性があるといったことから、銀行等の株式処分のいわば受け皿といったままで銀行等保有株式取得機構が設けられたということでございまして、まだ株価水準によりましては、金融システムの安定性や経済全体に好ましくない影響を与える可能性があるといったことから、銀行等の株式

ますと、短期的には、株式市場の需給等を通じまして、我が国におきましても、国际基準行に対しまして、自己資本及びリスク捕捉の強化を二〇一三年三月末より段階的に実施すべく、現在、閣連告示にかかる規制を導入するものでございます。

○森本(和)委員 ありがとうございます。した役割そして意義について、今少しお話をあります。またけれども、もう少し具体的に、株式市場に対する影響を含めまして、お答えいただきたいと思います。

○森本政府参考人 お答えいたします。

今申しましたような懸念があつたわけでございまして、二兆円を超える株式の取得を行つております。そうしたことから、金融資本市場のセーフティーネットといったままで市場に安心感を与える役割を果たしてきたものと考えております。

○森本(和)委員 激変の状況の中で、大量の株式が市場に出回ることによつて株価に対する影響等々を緩和するというところが大きな意義だったのかなというふうに思います。

○森本(和)委員 今般、新しいBIS規制が言われております。また新しい、国際的な金融の情勢が変わつてくることなんですが、この新しいBIS規制の中身についてお願いいたします。

二〇一〇年の十二月に国際的に活動する銀行、いわゆる国際基準行を対象とした新しい自己資本及び流動性の枠組みであるバーゼルⅢが公表されております。

○細溝政府参考人 お答え申上げます。

本法案は平成十三年に制定されました。当初の本法案の策定の背景について教えてください。

○森本政府参考人 お答えいたします。

銀行等保有株式制限法は、平成十三年十一月に成立した法律でございますが、その策定の背景と

この枠組みは、リーマン・ショックを受けた金融危機への対応から、BIS規制、自己資本比率規制につきまして、自己資本の質と量の向上、リスク捕捉の強化を図る、それから、新たに流動性にかかる規制を導入するものでございます。

我が国におきましても、国际基準行に対しまして、自己資本及びリスク捕捉の強化を二〇一三年三月末より段階的に実施すべく、現在、閣連告示にかかる規制を導入するものでございます。

○森本(和)委員 ありがとうございます。した役割そして意義について、今少しお話をあります。またけれども、もう少し具体的に、株式市場に対する影響を含めまして、お答えいただきたいと思います。

○森本政府参考人 お答えいたします。

今申しましたような懸念があつたわけでございまして、二兆円を超える株式の取得を行つております。そうしたことから、金融資本市場のセーフティーネットといったままで市場に安心感を与える役割を果たしてきたものと考えております。

○森本(和)委員 今般、バーゼルⅢとの関係なんですが、確かに、今回、バーゼルⅢの告示にあります。実際に、銀行等保有株式取得機構が発足以来、二兆円を超える株式の取得を行つております。そうしたことから、金融資本市場のセーフティーネットといったままで市場に安心感を与える役割を果たしてきたものと考えております。

○森本(和)委員 お答えいたしました。

今申しましたような懸念があつたわけでございまして、二兆円を超える株式の取得を行つております。そうしたことから、金融資本市場のセーフティーネットといったままで市場に安心感を与える役割を果たしてきたものと考えております。

○森本(和)委員 今般、新しいBIS規制が言われております。また新しい、国際的な金融の情勢が変わつてくることなんですが、この新しいBIS規制の中身についてお願いいたします。

二〇一〇年の十二月に国際的に活動する銀行、いわゆる国際基準行を対象とした新しい自己資本及び流動性の枠組みであるバーゼルⅢが公表され

ました。ここにいらっしゃる委員の皆様も、いつも元に帰ればそういう声を聞くと思うんです。家族が経営する会社の手伝いをしているんですけど、それでも、給料が少なくて国民年金の支払いが三ヶ月滞つてしまつて、催促の電話をもらつたけれども、どうしても払えない、本当に保険料を無理にしてでも払つていくのが正しいですか、自分の周りも同じような状況で、みんな将来に不安を感じているという声をいただきました。

中小企業で働く方々の雇用、すなわち、生活を支えて、将来の不安を少しでも拭い去ることのできるような政策を実行していくことが大切だといふように改めて感じましたので、今回の法案も十分に審議をしていただいて、前向きに取り組ませていただきたいと思います。

○森本(和)委員 ありがとうございます。した役割そして意義について、今少しお話をあります。またけれども、もう少し具体的に、株式市場に対する影響を含めまして、お答えいただきたいと思います。

○森本政府参考人 お答えいたしました。

今申しましたような懸念があつたわけでございまして、二兆円を超える株式の取得を行つております。そうしたことから、金融資本市場のセーフティーネットといったままで市場に安心感を与える役割を果たしてきたものと見ております。

○森本(和)委員 お答えいたしました。

今申しましたこと、しかも七十分という時間をいたしましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

企業再生支援機構に関しては、私は内閣委員会でやるものだと思っていました。もちろん、そこが生みの親ですし、私は内閣委員会の与党の筆頭と野党の筆頭と両方やった経験もありますし、この企業再生支援機構がスタートする、法律として成立するときに民主黨の皆様方と議論をする中で、修正に修正を重ねて、両方の考え方を盛り込んだ形で法案をまとめたことも、今としては懐かしい思いであります。

しかしながら、何かきょうの議論を聞いている間にか密接な関係を持つていて、一体いつの間にそんなどうになつちやつたんだと私は思います。

○森本(和)委員 ありがとうございます。その後、セーフティーネットとして、この機会については延長をお願いしているということです。

○森本(和)委員 ありがとうございます。最後になりましたけれども、おととい、二十六歳の若者と年金についてお話をされる機会がありました。ここにいらっしゃる委員の皆様も、いつも臣。

融通滑化法はそもそも全く関係のない法案だ、そのことを大臣に御確認したいと思います。古川大臣。

○古川国務大臣 全く関係のないと言えるかどうかと、いうところはあるかと思いますが、中小企業はやはり再生していこう、そういった考え方で通じているところはあるのではないかと思います。

ただ、委員が御指摘ございましたように、この法案の成立の過程、この法律については、もともと、政権交代前に平井委員も、私も当時は経産委員会の野党の筆頭理事でありまして、この議論には野党の立場で加わっておりましたけれども、そういうものですから、そういった意味では、この法律ができる立ち上がりたときにはそもそも今の円滑化法はなかったわけありますので、そういうことは考えていなかつたところだと思います。

が、考え方のところで、中小企業、できるところは再生をしていこう、そのところでの通じている部分はあるのではないかなどいうふうに考えております。

○平井委員 いや、大臣、これは、きょうおられ

る多くの委員も誤解しちゃいけないので確認だけさせてもらつてあるんですけど、そもそも立法したときの趣旨からいって、要するに円滑化法とはもともと違う経緯で生まれてきた企業再生支援機構であるということは間違いありませんよね、さつき答弁なさつたとおり。

○古川国務大臣 そこはそのとおりでございま

す。

○平井委員 これは、民主党さんの増子さんが、経産副大臣もやらされましたし、非常に熱心に、中小企业を救いたいという思いで、増子さんの場合は、たしか五百社ぐらい救いたいというようなことを言っておられましたし、我々は、地方の経済を立て直したいという思いで、そういうことを提案させていただきました。そういう中から生まれた話であります、それは、いわば、もう一年以上前の話ですから、円滑化法とは基本的には関係はないということだと思うんですね。

きょうも西澤社長に来ていただきました。まさか私、ここでまたまた西澤社長に質問するという

か、来ていただくなつたんですか。延長することになつたからこんなふうになりましたが、やはり再生している状況、少しでも再生できるところはやはり再生していこう、そういうふうに思います。

ただ、委員が御指摘ございましたように、この法案の成立の過程、この法律については、もともと、政権交代前に平井委員も、私も当時は経産委員会の野党の筆頭理事でありまして、この議論には野党の立場で加わっておりましたけれども、そういうものですから、そういった意味では、この法律ができる立ち上がりたときにはそもそも今の円滑化法はなかったわけありますので、そういうことは考えていなかつたところだと思います。

が、考え方のところで、中小企業、できるところは再生をしていこう、そのところでの通じている部分はあるのではないかなどいうふうに考えております。

○古川国務大臣 そのとおりでございます。

○平井委員 しかしながら、そもそも立法の目的は何だったかということをもう一度確認させていただきますが、それは、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図ることなんですね。ですから、もともと地域再生機構というようなことを我々が言つていたというのを目的としていると説明されました。

○平井委員 中小企業の事業再生支援は、一つの手段であつて、目的ではないんですよ。目的は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図ること、これが企業再生支援機構の立法の目

的なんです。大臣、そのことを御存じですよね。

○古川国務大臣 そのことは承知しておりますが、先ほどまさに平井委員からも御指摘がありました、我が党特に増子委員なんかとの議論の中で、もちろん、地域のところが大事であるというすることは私どもも重々承知しておりますが同時に、少し、もうちょっと幅広い視点もということで、まさに法案の名前も、当初与党で出されるときから変えさせていただいた。そういう意味では、そ

うした趣旨をもちろん含んでおるということは私も承知はいたしております。

○平井委員 企業再生とか中小企業に関連の法案ですか。だから、全くベクトルが違うということはあり得ないわけで、それほどの法律でも関連はしていると思います。ただ、この法律は生き立ちも違うし、今度、単純に一年延長するだけの話ですから、たまたまそのツールとして、出口として使えることはあるかもわかりません。しかし、そこはどう

考へても場当たり的だと思います。

私は、本来だったら、もっとちゃんとした、出

口に対して機能するいろいろなものを用意しなきゃいけないんだと思います。企業のサイズや各産業が抱える課題への国際競争力を意識した対策とかビジネスモデルの見直しとか、いわば地域経

進め方等々を見ておりますと、手段なのか目的のかがちよつとはつきりしない。時として、手段が目的を追い越すようなことばかりされているような印象があるんですね。

要するに、先ほども中塚副大臣ですか、企業再生支援機構は重要なツール、ファシリティーといふようなこともおっしゃつておりましたけれども、も、円滑化法の出口のためのツールでもファシリティーでもともととなかったわけで、後づけもないところなんです、基本的に。後づけだけでも使えるという意味でおつしやつたんだと思うんですが、大臣、これは後づけだということは皆さんお認めいただけますよね。

○古川国務大臣 これは先ほど私申し上げましたが、そもそも、この法律ができた時点では金融円滑化法というのはなかつたわけであります。この後でこの法律ができてきて、その中で、企業の再生、特に地域における経済の再建に資するような、そういう再生をどうしていくのか。

そういう意味では、法律の前後でいえば、後にけて、目的ではないんですよ。目的は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図ること、これが企業再生支援機構の立法の目

的なんです。大臣、そのことを御存じですよね。

○古川国務大臣 そのことは承知しておりますが、先ほどまさに平井委員からも御指摘がありま

した、我が党特に増子委員なんかとの議論の中で、もちろん、地域のところが大事であるということが、その親でもないし、そのときのいろいろな審議にも参加をしていないし、そういう意味で、本来、機関は金融機関でもなければコンサルティング会社でもないのに、大臣は、金融機関のコンサルティング機能の一層の発揮を後押しするために機構の延長を検討していると。いかにも役人が使いそうな言葉だなと私は思いました。

逆に言うと、立法の趣旨に沿つて考えた場合に、その機構延長することによってどのように地域経済の再生につながっていくのか、そのことについて、大臣、お答えいただけますか。

○大串大臣政務官 お答え申し上げます。

地域の経済に総合的に対処していく、それはもつともな趣旨でございます。

今回、企業再生支援機構に関しては、これまで

も、バス会社や病院のような地域のインフラを支える企業の再生を行つております。ですので、今回の法改正によって、先ほど先生も言われましたけれども、一件でも二件でも三件でも、地域の経済の再生に資するような企業の再生を支援していくことができればというふうに思つていいのが一つ。

もう一つは、地域の企業の再生に関する小企業再生支援協議会というものがござります。

こういったものとの連携を十分とることによつて、企業再生支援機構で果たす役割と、そして中小企業再生支援協議会、各都道府県にございますけれども、それが果たす役割と、うまく連携をとつて、それらを通じて、全体的に地域経済の構造的な問題に対処できるような方向にしていかなければいけないふうに思つてはいるところでございます。

○平井委員 これは今政務官がお話しになつて思い出したんですねけれども、昨年八月の内閣委員会では、機構は震災対応とは別だということと、期間の延長や予算の拡大は考えていないというふうに当時の政務官が答弁されておりました。

今回は延長するということになつたのですが、そこのあたりの整合性はどうなりますか。

○大串大臣政務官 お答え申し上げます。

確かに、昨年八月の内閣委員会でそうした答弁がございました。当時においては、東日本大震災における被災企業の再生にどのようなツールといいますか手段を使っていくのが適切かということに関して、この企業再生支援機構のコンテクストでいうと、大震災は自然災害でございましたので、自然災害による業況悪化に関しては、いわゆる企業再生というときによく使う経営者責任を問うということがなかなかにくく、あるいは、一般的には、被災企業に関してはより中長期的な支援が必要であろうということが考えられる、そういう観点から、被災企業の再生支援という観点からは機構の延長は考えていないということを当時お答えしたところございました。

さらには、当時八月の段階では、この円滑化法との関係での延長という状況では、まだ円滑化法の再延長の取り扱いも明らかでなかつたものですから、その点の考慮はまだなかつたということをございます。

○平井委員 だんだん聞いているともう皆さんおわかりになるとおり、昨年の八月のときには、もう機構はちゃんと予定どおり畠もうといふことだつたし、震災対応には別の機構をちゃんとつくるということにもなつたし、つまり、結局、また

いろいろな外部環境によつて、機構はいろいろな影響を受けてしまつたということだと思うんです。

機構の本来の支援企業は、地域経済力の向上につながるかが支援の理由であつて、金融円滑化法の出口を考えるツールやファシリティーの一つとして考えること自体が本来の趣旨から外れているということは、ぜひ認識をしていただきたいと思ひます。それでも、一社でも二社でも救えるなら

ということの判断だと思うんですが、企業再生支援機構は、法案成立後にリーマン・ショックもあり、震災もあり、円高、デフレ、電力問題、また企業の空洞化等、日本経済を取り巻く環境も大きく変わつてゐるんですね。財源も厳しい中、地域経済の構造的な問題を解決するため必要な政策を政府がちゃんと考える時期にあることは間違ひありません。

そう考へると、機構を延長するということであれば、この二年半をちゃんと総括した上で、延長することによつて地域再生にどうつながるのか、そこを明確にしないとだめだと私は思うんです。ですから、本来なら、単純延長というような話ではなくて、もっと抜本的な対策、機構の衣がえぐらいのことを考へてもおかしくなかつたんだと私は思います。

そういう意味では、西澤社長も氣の毒なんですけれども、地域力と言われながら企業再生支援機構となつて、といなながら、JA再生支援機構とかウイルコム再生みたいなことがメーンになつたり、あげくに円滑化法の支援機構になつたり、最終的にどんな形に出口戦略でなるのか。私が一歩踏み出さなければいけないのが、JA再生支援制度で私どもは成り立つてございますので、外部から社外取締役として御招請申し上げているところの有識者で構成している委員会、ここで厳しい査定をした上で、お手伝いすることが日本国、地域の活性化のためには意味があるというふうを認定していただいたものをまとめたのが結果的に二十二件であつたということでございまして、私どもなりに一生懸命やつてきて、結果的に二十二件になつておるという気持ちであります。

以上、お答えござります。

○平井委員 昨年の三月の内閣委員会では、社長がございました。まず、皆様方にお配りした資料の一の「二十二件」と二十三件を一つのカウントにするといふことなんですが、デューデリをやつた等々のお話がありましたが、デューデリをやつた等々のが二十二社。では、それ以外の企業では一体どうのが政府の方針ですから、基本的には、現在、二十二件を支援しているということになります。

それでは、せっかくおいでになつていただいておりますので、機構の西澤社長に、支援企業がこの二十二件にとどまつた要因は何でしょうか。

○西澤参考人 お答えします。

二十二件にとどまつては、もともと私どもが御相談等につきましては、もともと私どもが御相談等にお見えになつたところは五百六十ぐらいの数に及んでおります。

いろいろな種類の方がおいでになりますので、いろいろお話をして、御辞退なさる方等々でそれが百六十ぐらいに絞られまして、さらにそのうち細かいお打ち合わせをして、プレDDと私どもは称しておりますけれども、デューデリジエンスの簡略型をざつとやつてみると、御相談に応じる意味があるかどうかを判断するという観点で、これをまた六十幾つに絞り込むというふうをやりまして、最終的に、本格的なデューデリをやるのをさらにその半分ぐらいに絞られた結果として、私どもの委員会という形、御存じのよう

に、何度も、地域力と言われながら企業再生支援機構となつて、といなながら、JA再生支援機構とかウイルコム再生みたいなことがメーンになつたり、あげくに円滑化法の支援機構になつたり、最終的にどんな形に出口戦略でなるのか。私が一歩踏み出さなければいけないのが、JA再生支援制度で私どもは成り立つてございますので、外部から社外取締役として御招請申し上げているところの有識者で構成している委員会、ここで厳しい査定をした上で、お手伝いすることが日本国、地域の活性化のためには意味があるというふうを認定していただいたものがまとめたのが結果的に二十二件であつたということでございまして、私どもなりに一生懸命やつてきて、結果的に二十二件になつておるという気持ちであります。

以上、お答えござります。

○平井委員 昨年の三月の内閣委員会では、社長がございました。まず、皆様方にお配りした資料の一の「二十二件」と二十三件を一つのカウントにするといふことなんですが、デューデリをやつた等々のが二十二社。では、それ以外の企業では一体どうのが政府の方針ですから、基本的には、現在、二十二件を支援しているということになります。

それでは、せっかくおいでになつていただいておりますので、機構の西澤社長に、支援企業がこの二十二件にとどまつた要因は何でしょうか。

○西澤参考人 お答え申し上げます。

二十二件が、そういう支援決定をしたという言葉ではございますが、「二十一件である」ということにつきましては、もともと私どもが御相談等にお見えになつたところは五百六十ぐらいの数に及んでおります。

いろいろな種類の方がおいでになりますので、いろいろお話をして、御辞退なさる方等々でそれが百六十ぐらいに絞られまして、さらにそのうち細かいお打ち合わせをして、プレDDと私どもは称しておりますけれども、デューデリジエンスの簡略型をざつとやつてみると、御相談に応じる意味があるかどうかを判断するという観点で、これをまた六十幾つに絞り込むというふうをやりまして、最終的に、本格的なデューデリをやるのをさらにその半分ぐらいに絞られた結果として、私どもの委員会という形、御存じのよう

に、何度も、地域力と言われながら企業再生支援機構となつて、といなながら、JA再生支援機構とかウイルコム再生みたいなことがメーンになつたり、あげくに円滑化法の支援機構になつたり、最終的にどんな形に出口戦略でなるのか。私が一歩踏み出さなければいけないのが、JA再生支援制度で私どもは成り立つてございますので、外部から社外取締役として御招請申し上げているところの有識者で構成している委員会、ここで厳しい査定をした上で、お手伝いすることが日本国、地域の活性化のためには意味があるというふうを認定していただいたものがまとめたのが結果的に二十二件であつたということでございまして、私どもなりに一生懸命やつてきて、結果的に二十二件になつておるという気持ちであります。

以上、お答えござります。

○平井委員 昨年の三月の内閣委員会では、社長がございました。まず、皆様方にお配りした資料の一の「二十二件」と二十三件を一つのカウントにするといふことなんですが、デューデリをやつた等々のが二十二社。では、それ以外の企業では一体どうのが政府の方針ですから、基本的には、現在、二十二件を支援しているということになります。

それでは、せっかくおいでになつていただいておりますので、機構の西澤社長に、支援企業がこの二十二件にとどまつた要因は何でしょうか。

こんなことは誇らしげにこういう場で言うことはございませんので、いろいろな形で私どもはそれなりに、正式に取り上げなかつた案件でも、

中には、いずれ機会を得て、私どもも、もう少し形が変わつたら改めて御相談に伺いたいというふうな経営者もございましたし、いろいろな形で、そういう意味でお役に立つてある面はあるうかと

○平井委員 たくさんの方々が相談に来た、さつて、JALを引き受けた。さつて、中小企業じやないところをやるんじやないかというようなイメージを一般の企業の方々に持たれてしまつた。それも事実だと思います。

きいみじくも社長みずから、JALを引き受けたことで、中小企業じやないところをやるんじやないかというようなイメージを一般の企業の方々に持たれてしまつた。それも事実だと思います。

資料の一の二を見ていただいたらわかるんですが、この円グラフを見ていたら、企業再生支援機構とはいうものの、これは結局JAL再生支援機構になつちやつたというのがこの円グラフで

おわかりになると思うんですが、そのことの是非は言いません。しかし、そのことが、人的パワーとかそういうものも含めて、支援決定企業が二十二社にとどまつたことに少なからず影響があつたことはお認めになりますよね、社長。

○西澤参考人 お答えします。

平井さんのお言葉をどういうふうに理解させていただきながら、JALがあるがゆえに中小企業ができないなかつたというお言葉でもあるとすれば、私としてはお認め申し上げることができます。

私は中小企業に対しても精いっぱい、中小企业センターやいうものを私どもの機構発足の直後に設立いたしまして注力いたしてまいりましたし、そういう意味で、JALが来るということをどうこう考へるかということは別にいたしまして、JAとは別に中小企業、中堅企業、そういう地域の活性化のために寄与できるような企業を取り上げて、JALがあるがゆえにどうすることは、私どもがえんじられない。いろいろと人員の……（平

井委員 「そう言うのなら、わかつた」と呼ぶ）以上でございます。

○平井委員 そういうふうに答えると思つています。これは、JALを引き受けたのは想定外だといふことも一度答弁されていますよ。本来、中小企業を救うはずだつたんです。何でそれでただの二十二社なんだ。あなた、自分の無力をさらけ出しあるいといふに願つております。

○西澤参考人 お答えします。

JALが手間のかかるものであつたということは事実でございますけれども、中小企業にそれゆえに手が抜けたということではなくて、中小企業は中小企業で一生懸命私どもはやつております。で、それはそれで、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○平井委員 それをおちやおしまいよというの（平井委員 「予算もそれで説明できるんだな。わかりました」と呼ぶ）はい。

○平井委員 それを言つちやおしまいよというのは、あなたたち、何社やると言つてこの予算をつくつてゐるんだよ、もともと。そうでしょう。

もともと、この法案審議、民主党が我々に持ちかけてきたときには、少なくとも五百社やりたいと言つてはいたんですよ。二十二年度の予算では二百社、昨年は百六十社とも書いてあるんですよ。

それで二十二社でしよう。それであなたは胸を張れるんですか。それは、政府にJALを押しつけられたから、リソースの面とか人的な問題で影響しているに決まつてゐるじゃないですか。そうで

大変ありがたいと思います。

私は、JALがあるから中小企業ができなかつたんだという言い方は、私どもとしては理解しないので、JALはJALで一生懸命やつておつたけれども、手間がかかるということは先ほど來認めておるわけでござりますから、それを中小企

業に振り向けたら振り向いた分の効果はあつたので、JALがあるがゆえにどうすることは、私どもも後ほど、法律の成立過程でいろいろな議論が

あつたということはそれなりに勉強させていただきましたけれども、私どもが設立する段階では、

そういう数を実現するための体制をつくるというふうな発想で必ずしもあつたかどうかというのは難しいところでありますから、そういう方法論でやついくところでありますから、それがこれで、それが皆様からごらんになつてどういうふうに見えるかということについては、それはそれで、十二社なんだ。あなた、自分の無力をさらけ出しあるいといふに願つております。

しかし、JALがあつて力が抜けたと言われる大変残念であります。結果的にそれが中小企業の数の少なさに結びついたんだという解釈があるということは存じております。

○平井委員 想定企業の数を決めて、政府は保証枠も出しているわけですよ。違いますか。

それで、これは結局、あけて二十二社というのに、JALを引き受けたことが影響ないと思っていること自体が、JAL、要するに何社もかかっていいるわけですよ。これからも出口もあるし。

だから、私は、助け船のつもりで、JALを再生するというミッションをいただいたので、多少なりとも中小企業の数等々を扱うことができなかつた、そう答えると思つていたのに、あなたは全然違うふうに答えているからこんなふうになつてしまふんです。

もう一回、答弁を修正しますか。

○西澤参考人 平井議員のお気持ちは、そういう私に助け船を出していただいたというお気持ちは大変ありがたいと思います。

私は、JALがあるから中小企業ができなかつたんだという言い方は、私どもとしては理解しないので、JALはJALで一生懸命やつておつたけれども、手間がかかるということは先ほど來認めておるわけでござりますから、それを中小企

業に振り向けたら振り向いた分の効果はあつたので、JALがあるがゆえにどうすることは、私どもも後ほど、法律の成立過程でいろいろな議論が

あつたということはそれなりに勉強させていただきましたけれども、私どもが設立する段階では、

ざいますからやるということであり、JALも、これは有用な経営資源を持つて過大な債務を持つてゐるところとして、しかも、「その他」というマーケットにもセンシティブな影響のある案件でありますし、それを予算審議等々のある国会の

ことで規定の中に入つておつたわけでありますから、委員会をきちんと通してやつていくことでも規定期間に入つておつたわけでありますから、そこで規定期間の中に入つておつたわけでありますから、それはこれまで断れなかつたという経緯の中で、これはこれで一生懸命やつてまいつたということで、政治的な観点での判断は別にして、私どもは一生懸命やつたものいところだ、その答弁は。JALが少なく

ございました。ただ、恐らく、西澤社長がおつしやつたのは、やはり私たち持たなきやいけませんものですから、こういつた形で置かせていただいているところでござります。

○大串大臣政務官 お答え申し上げます。

平井委員おつしやるようによく、次年度予算、二〇四年度予算における政府保証枠を積算する中において、来年度における保証枠をつくる過程での前提として二十三件の支援案件を考えているというのは、確かにそのとおりでございます。これは、予算をつくる上で、どのくらいの見込みがあるかというの、やはり私たち持たなきやいけませんものですから、こういつた形で置かせていただいているところでござります。

ただ、恐らく、西澤社長がおつしやつたのは、やはり私たち持たなきやいけませんものですから、こういつた形で置かせていただいているところでござります。

場で明示して申し上げることがしにくいということをおっしゃったんだと思いますが、いずれにしても、事実関係としては、二十三件を支援決定に至るものとして積算には入れているということです。

○平井委員 民主党の皆さんにも見てもらいたい

んだけれども、この資料の二の一からずっと今まで、皆さん方、これは予算の流れですよ、何社

やるかというようなこと。

もう何か、だんだん聞きたくなってきたんですけれども、予算根拠上の資料で今二十三件、政務官もおっしゃいました。

西澤社長、どうなさるつもりですか。二十三件

やられるんですか。お答えください。

○西澤参考人 ここは仮定の御質問でございますので、いずれそういう法律ができ上がり、最終的に私どもへ、主管庁であるところから御指示が下つてしまえば、それを目指して渾身の力を振り絞るということです。

○海江田委員長 西澤社長、ちょっと待って。

仮定の話、仮定の話と言うけれども、議論をしているわけですから、それはやはり答えてくれな

きやだめですよ。仮定の話に答えられないという

んだつたら、それは話が進みませんから、議論を

前向きに進めるために答えてください。

○西澤参考人 委員長の御指示でございますが、二十三件という数字を伺いました、これは予算措

置上の方法論であるという今お話をございました。そういう御計算とお考えがあるということを今承りましたから、これをを目指して一生懸命頑張りたいと思います。

○平井委員 委員長、ありがとうございました。

結局、予算とかいろいろ、今まで百六十社とかいろいろ書いたけれども、こんなものは機構に

とつては関係ないという印象を持ちますよね、委員長も。この辺、だから二十二社にとどまつてもへっちゃらなんですよ 結局。違いますか、皆さ

ん。だから、これを一年延長して二十三社やると

言つて、恐らく、これは私の想像は外れた方がいいんですけども、能力的に、一、二社追加できることをやるかといろんじやないですか。そうしますから、こんなむなし予算の計算なんかやめたらいいんだよ。(発言する者あり) 予算の根拠はこのペーパーがありますけれども、まさにこれは單なる計算ですよ。

私は、本当に、本来なら二百社とか三百社とか救うべき機構だったと思います。不幸にもJALのことをやらなきゃいけない。JALの再生の方は大変大きなミッションですよね。一番大きなミッションを今順調におやりだというふうにも仄聞しておられますし、そういう意味では、もともと

の法律の趣旨とは違うことであつたとしても、機

構というものはJALを再生する意味では役に立つ

ます。こういったことから、足元の業績を見ると、何とか赤字体質から脱しつつあるものというふう

に思つております。二〇一一年四月から十二月の

営業利益は、三千九百万の黒字となつております。

こういう状況下において、これからエグジット

ですけれども、エグジット戦略については、や

いと困るね、こんないかげんなものを出されて

いる面もあるのではないかなどという気が

するんですが、それは胸を張つて延長するという

ような状況じやないということは、政府の皆さん

方も御理解をいただきたいと思います。

結局、二十二社を救うとかいうこの計算の資料

も、こういう予算措置は途中で修正してもらわな

いと困るね、こんないかげんなものを出されて

いる面もあるのではないかなどという気が

するんですが、それは胸を張つて延長するという

ふうに思つてます。

○平井委員 三月十一日の新聞報道だと、今年度見通しで営業利益が四億の赤字、一期連続ですね。それから、機構のホームページではこう書いてあります。支援意義で、グローバルな競争にさらされている産業で、業界再編の触媒役を果たすとあり、経済産業大臣の意見では、新興国にまさるコスト競争力を構築というふうにあるんですね。

○西澤参考人 では、新興国に勝てるコスト競争力がついたのか、それで赤字から脱却できるのかということについて、社長でも担当政務官でもどちらでも結構ですので、お答えください。

○大串大臣政務官 お答え申し上げます。

確かに、日本経済全体が高度化して、単位当たりの労働費用等々も高くなる中での海外競争力を持つのは非常に難しい状況であるというのもしかりでありますし、さらにその中での円高という極めて厳しい状況ですから、その中で物をつくるという意味での競争力は非常に厳しい状況にあると

いうのは確かであります。

ただ、先ほど申しましたように、今回、富士テクニカと宮津製作所では、金型産業における実現性についてお尋ねしたいと思っております。それは、二〇一〇年九月に支援決定した富士テクニカと宮津製作所では、金型産業における実現性についてお尋ねしたいと思っております。これは、御案内のように、若干緩みましたけれども、依然としてかなり厳しい経済状況が続いているというの事実であります。

これは、御案内のように、若干緩みましたけれども、依然としてかなり厳しい経済状況が続いているというの事実であります。

こういったことを通じることによって、最終的には、先生今おっしゃったように、機構の持ち分

をきちんと保全するというような方向に向けて私たちとしては全力を尽くしていきたいというふうに思います。

○平井委員 五十三億の回収というか出口戦略は、私から見ても大変難しいなというふうに思いますよ。

先日、私、中国の政府系のファンドの方々にお会いをして、彼らは、金型産業に大変興味をお持ちで、もしさういう企業があるんだつたら、すぐ買収したいというようなことも言つていました。そういう意味で、中国系企業がイグジットで資本的な参加というか、買収を提案してきた場合に、さつき言つた売り主というか、市場だけじゃなくて、取引先への売却ということもさつき選択肢の中に言つていましたが、そうなると、中国のファンド等に売却するということは十分あり得るんですよね。

そういうときにはどのような判断、それはそれで仕方なしだ、売却するということによろしいですか。

○大串大臣政務官 今般の円高傾向の定着の中で、日本のすぐれた技術力が外国あるいは外国の資本に流れてしまうのではないかという大きな懸念があるのは私たち承知しておりますし、そうなったように、確かに法律上のたてつけとしては、どうたどりながらも、二十四年度予算においても、経産省等々でのいろいろな手当で行なわれているというのも承知しております。

先ほど申しました富士テクニカ宮津のエグジットですけれども、今申し上げましたように、一つには市場での売却、あるいは取引関係のあるところとの相対上の話し合いということ、一般論としてありますけれども、そのときにどのようないい相手方だつたらどうかということに関しては、基本的には、富士テクニカ宮津がきちんと再生ができる。かつ、私たち政府として持ち分をきちんと管理できる、そして何よりも法律の趣旨規定した第一條の地域の経済を総合的に支える、こういったことにかなうのか、こういった観点から検討していくべき課題だらうというふうに思いました。

す。

○平井委員 これは結構大事な話ですよね。

結局、金型産業から考えてみると、取引先から考えて、また今後の自動車産業の生産台数等々を買収したいというようなことをどうぞ。そういう意味で、中国系企業がイグジットで資本的な参加というか、買収を提案してきた場合に、さつき言つた売り主というか、市場だけじゃなくて、取引先への売却ということもさつき選択肢の中に言つていましたが、そうなると、中国のファンド等に売却するということは十分あり得るんですね。

それを阻止するということとは基本的にはできないでしよう。そのことを確認しているんです。そういう意味で、中国系企業がイグジットで資本的な参加というか、買収を提案してきた場合に、さつき言つた売り主というか、市場だけじゃなくて、取引先への売却ということもさつき選択肢の中に言つていましたが、そうなると、中国のファンド等に売却するということは十分あり得るんですね。

そういうときにはどのような判断、それはそれで仕方なしだ、売却するということによろしいですか。

○大串大臣政務官 今般の円高傾向の定着の中で、日本のすぐれた技術力が外国あるいは外国の資本に流れてしまうのではないかという大きな懸念があるのは私たち承知しておりますし、そうなったように、確かに法律上のたてつけとしては、どうたどりながらも、二十四年度予算においても、経産省等々でのいろいろな手当で行なわれているというのも承知しております。

先ほど申しました富士テクニカ宮津のエグジットですけれども、今申し上げましたように、一つには市場での売却、あるいは取引関係のあるところとの相対上の話し合いということ、一般論としてありますけれども、そのときにどのようないい相手方だつたらどうかということに関しては、基本的には、富士テクニカ宮津がきちんと再生ができる。かつ、私たち政府として持ち分をきちんと管理できる、そして何よりも法律の趣旨規定した第一條の地域の経済を総合的に支える、こういったことにかなうのか、こういった観点から検討していくべき課題だらうというふうに思いました。

いでしよう。

そういう意味では、中国に、要するに技術を持つた企業というものが買われてしまふ可能性があるということはお認めいただけませんか。

○大串大臣政務官 制度のたてつけ、法のたてつけは今私が申し上げたとおり、この法律のみならず、いろいろな日本の法律をもつてしても、あるいは国際的な取り決めをもつてしても、その範囲で、そのことを確認しているんです。それで、あくまでも法の趣旨に基づいて判断するということになります。

○平井委員 そこで、私がさつき冒頭言つたんだけれども、円滑化法支援機構から今度は日本企業等々に関する規制等々がある中で、それを除いては自由にしなきやならぬというのが国際的なルールだろうということです。

この企業再生支援機構における支援案件のエグジットの場合においては、これはあくまでも事業として再生し得るか、そしてそれが、先ほども申しましたように、法の目的たる雇用の安定とかあることは、外為法によるいろいろな国家の安全保障上は、外為法によるいろいろな国家の安全保障上等々に関する規制等々がある中で、それを除いては自由にしなきやならぬというのが国際的なルールだろうということです。

○平井委員 事業というのは厳しいもので、政府がずっと持ち続けることはできないんですよ。どこかで出口を決めなきやいけないときに、候補は間違いなく中国企業になりますよ。ニーズがマッチするからです、それは。そうでしょう。そのことを何が何でも阻止するということはできないでしよう。

予定よりいい格好で、とりあえず今のところ来ております、依然厳しい状況にはございますが。

○西澤参考人 お答え申し上げますと言ひながりますが、現時点では余り答えられないということなんですが、それでは、いつごろになつたら、その出口に対してもお答えいただけるんでしょうか。

○平井委員 そこで、私は、だんだん責める気はもうなくなつてきているんですよ、正直言つて。でも、確かに、一時的に利益が出ても、投資家とか民間の金融機関は厳しいですね。単年度の利益なんか見ていないですよ、会社の将来性とか安定性とか、そういうものを見ているわけで。地域経済という観点だけではなく、産業の構造的な変換みたいなものが求められている時代に、相手が中国になるとか、そういうことはなかなか避けられないと思います。

西澤社長には、頑張ってください、中国に売り飛ばしただけの結果にならないようにということを私はきょうお話をさせていただきました。飛ばしただけの結果にならないようにということを何が何でも阻止するということはできないでしよう。

ですから、中国資本でもその場合には、さつき地域方にプラスになるかならないかということをどうなふうに判断するかなんということを、地域力に、地域経済にプラスにならないから中国に売却しないなんということを、政府が言えるはずがないで、これは西澤社長にお聞きしましようか。

ね。

報道では、この秋に再上場と言われています

ます。

それでは、これは西澤社長に。

今、大変順調に再生中であるJALの再生ですね。報道では、この秋に再上場と言われています

が、JALの出口戦略は秋の再上場ということでおろしいんですか、西澤社長。

〔委員長退席、糸川委員長代理着席〕

○西澤参考人 お答え申し上げます。

JALの出口につきましては、これまたいろいろな方法を考えおりまして、できるだけ早く最善の方法で出たい。JALの中長期的な発展を前提にしながらやりたいというふうに考えておりまして、その中の選択肢の一つに、おつしやったことがある。これがいつであるかということについても何も決まつたものはございませんで、そういう報道があるというのはおつしやつたとおりでございます。

○平井委員 余り慎重な答弁もちよつといかがなものかと思いますよ。この秋に再上場するという方向で検討はされているんでしょう。

○西澤参考人 これはいろいろな縛りがございまして、国会の場ではございますが、時期の問題とか、手続的にきちつとした決定というのは何も行われておらないものでござりますから、そういうもの、そういう考え方があるということは認識しておる、こう申し上げるしかないで、お許しをいただきたいと思います。

○平井委員 社長、永久に引き延ばせないんですよ、これは。知っていますよね。三千五百億の回収をしなきゃいけないし、永久に引き延ばせないのが一番よくないんじやないです。

だから、要するに、ちゃんと上場するなり、その他の方も検討されているということですが、出口をちゃんと決め、出口はもう近い将来ですよ、ことしの秋か来年明けですよね。この秋か来年明けの出口を目指して鋭意努力をされていて、三千五百億の回収には責任を持つ、そういうふうな答弁があるのかなと思つていたんですが、そういう答弁はできませんか。

ですから、上場か売却かはわかりませんが、直

接政府系機関が保有していたままだと、これは市場に戻つた、出口だとは言いませんので、そいう

ことははつきりしたことでございますので、それ

を指してやつておつて私の言い方がこういう

言い方になつておるというのも何ゆえかというの

は、平井先生はよく御推察ができるんだろうと私は思つております。

以上でございます。

○西澤参考人 思い出したんですけども、古川大臣、二月の予算委員会で、JALの中期計画は十分達成できるというふうに、予想を上回つていい

とすることで、当然来年の一月までに三千五百億を速やかに一括で回収して支援を完了するという方向であろうという答弁をされたと思いますが、そういうことでよろしいんですね。

○古川国務大臣 私が答弁したとおり、今のところどおりというふうに私どもも承知をいたしております。

○西澤参考人 そうですね。ですから、先ほど西澤社長もお話しになつたとおり、予定以上にうまくいくつているから来年一月までに三千五百億を回収できるということですね、古川大臣。

○古川国務大臣 私どもとしては、今のところの計画、順調に進んでおりますので、こうした計画が進めば、私ども、きちんと投資した分は回収できることになります。

○平井委員 そうですね。ですから、先ほど西澤社長もお話しになつたとおり、予定以上にうまくいくつているから来年一月までに三千五百億を回収できるということですね、古川大臣。

○古川国務大臣 私どもとしては、今のところの計画が進めば、私ども、きちんと投資した分は回収できることになります。

○平井委員 私は、要するに、言つているのは、結局、何かをする何でもかんでも延長するとい

うか先送りするのが結構最近皆様方の得意わざに思つて仕方がないので、ここでやはりJALはちゃんとした明確なイグジットを持って民間企業になつてもらわなきいかぬ、民間企業にもう一

〔糸川委員長代理退席、委員長着席〕

○平井委員 私は、要するに、言つているのは、思つて仕方がないので、ここでやはりJALはちゃんとした明確なイグジットを持って民間企業になつてもらわなきいかぬ、そういうことですよね。

○平井委員 私どもも含めて、三年以内に出口つまり市場に戻すということになつていますが、それでよろしいですね。

○古川国務大臣 基本的にそういうことです。

○平井委員 また、支援対象企業というものは、JAL以外の企業も含めて、三年以内に出口つままり市場に戻すということになつていますが、それでよろしいですね。

○古川国務大臣 結局、この出口の問題のこと、要するに努力義務みたいなことに法律のたてつけでなつてゐるのは、その理由は、私、これは内閣府に何度も聞きました。そうすると、機構が債権等を売却するときに交渉上の制約となつて不利になるおそれがあるから努力規定にしたということであくまでも三年以内に市場に戻すといふことによろしいんですね、政務官。

○大串大臣政務官 基本的に、先ほど大臣が申したように、三年でのエグジットというものが法の考へるところであります。

ただ、その際には、もちろん、先ほど先生がおつしやつたように、経済情勢とかあるいは当該事業者の事業の状況等々ござります。特に、経済状況等、外的要因がござりますので、その面の考慮も必要ですので、三年以内に全ての再生支援を完了するよう努めなければならぬというふうに書きるのであります。

○平井委員 三年でイグジットをさせることは、これは法律上、解釈上できるできない問題ではないんですよ。これは立法趣旨に沿つて扱われるものであつて、JALだけではなくて、二十二社が支援期間の三年以内にイグジットができなければ、失敗ということなんですよ。政府と機構が責任を負うことになるということなんですが、大臣、その認識は当然ありますよね。

○古川国務大臣 これは、法律の趣旨をきちんと守つてやつていくことが私ども政府の役目だというふうに考えております。

○平井委員 イグジットにちゃんと責任を持つていただきたいというふうに思います。

<p>前回、八月の委員会で西澤社長は、当時、たしかLCCへの新規参入に関して、まだ決定していない、だけども、決定する前にはちゃんと説明をするということなんですが、私、今もってJAL個人株主が泣いて、いまだ公的資金で経営されている会社が新規事業に参入をするというのは、そういうか、私が納得できないんですが、金融機関に五千億以上の債権放棄をさせて、三十八万人の新規事業が、JALさん本体の要するに減収りスクにもなるというふうに思うんですね。</p> <p>このあたりのところは、どのように西澤社長は納得されて了解をしたんだろうか、御説明いただけますか。</p>
<p>○西澤参考人 お答えします。</p> <p>これは、カンタスというエアラインとの共同事業ということになるわけでございますけれども、そのほかの出資者もございます。</p> <p>LCC、ローコストキャリアという今まで余り飛行機に乗らなかつた人たちを対象にした新しい分野として急速に広がりつつあるというのは御存じのとおりでございまして、これが今後の航空運輸業の中ではそれなりのウエートになっていくのであらうという見方が今だんだん一般化しているところでございます。</p>
<p>そういう中で、当社、JALもこのLCCをこのまま何もしないでいるといふわけにはいかないということで、ずっと研究はしておったわけでございまして、将来の展開に備えて、極力リスクを抑えた形でこれへの萌芽をつくつておくということの必要性がある、こういう判断に立ち至つたわけでございます。出資も、そういう意味で抑えた形でございまして、三分の一という形で保有するということになつたわけでございます。</p> <p>そういう方針を、我々機構としても了といふうにしたわけでございます。そういう意味で、これは持ち分連結するということになりますけれども、その限りでやつしていくことになりますけれども、これを契機に大きな負債がどんどんたまつ</p>
<p>ていくという姿を想定していなといふことでござります。</p> <p>○平井委員 要するに、三分の一の出資の意味が私はよくわからないんですが、それは抑止力なのに、本体の収益の柱に持つていこうという判断なつか、それとも、将来はLCC事業を本体の方に、本体の収益の柱に持つていこうという判断なのか。そのあたりのところは、社長はどのように判断されましたか。</p> <p>○西澤参考人 お答えいたします。</p> <p>これは、カンタスというエアラインとの共同事業ということになるわけでございますけれども、そのほかの出資者もございます。</p> <p>LCC、ローコストキャリアという今まで余り飛行機に乗らなかつた人たちを対象にした新しい分野として急速に広がりつつあるというのは御存じのとおりでございまして、これが今後の航空運輸業の中ではそれなりのウエートになっていくのであらうという見方が今だんだん一般化しているところでございます。</p>
<p>そういう中で、当社、JALもこのLCCをこのまま何もしないでいるといふわけにはいかないということで、ずっと研究はしておったわけでございまして、将来の展開に備えて、極力リスクを抑えた形でこれへの萌芽をつくつておくということの必要性がある、こういう判断に立ち至つたわけでございます。出資も、そういう意味で抑えた形でございまして、三分の一という形で保有するということになつたわけでございます。</p> <p>そういう方針を、我々機構としても了といふうにしたわけでございます。そういう意味で、これは持ち分連結するということになりますけれども、その限りでやつしていくことになりますけれども、これを契機に大きな負債がどんどんたまつ</p> <p>ています。</p> <p>○平井委員 要するに、三分の一の出資の意味が私はよくわからないんですが、それは抑止力なのに、本体の収益の柱に持つていこうという判断なつか、それとも、将来はLCC事業を本体の方に、本体の収益の柱に持つていこうという判断なのか。そのあたりのところは、社長はどのように判断されましたか。</p> <p>○西澤参考人 お答えいたします。</p> <p>三分の一、三三・三%、三三・四になつてございませんで、消極的支配権も持たないという形で参画しております。そういう意味では、平井議員おっしゃるよろしく、抑止力という理解であろうかと思います。</p> <p>そういうことで、これがどういうふうに展開するかについては、今の段階では、まだ余り積極的にこれについて申し上げるような状況には今のところはないということでございます。</p> <p>○平井委員 私が言うのもおかしいんですけど、今回のジェットスターの経営の主導権はカンタスなんですね。ブキヤナンCEOは、LCCの専門性は我々が熟知している、重要部署は我々が担当することになるというふうに記者会見でも言つておられますし、JALの連結対象でもないということに対しても明確に、JALの要するに利益に合うようになりますし、JALの連結対象でもないということに対しても明確に、JALと競合する路線を見ながら機敏に的確に決めていかなければなりません。</p> <p>そのときに、二〇四年七月に返済期限が来る、余り長く借りかえをしてしまって、途中でエグジットが起こつた場合に、金利負担を過度にしてしまうことになる。ですので、できる限り機動的なエグジットに対応できるよう借りかえの、ある意味短い期間にしておきたいという思いがあります。それで四回ということを想定させていただいています。</p> <p>○平井委員 では、最後に一つだけ確認させてください。</p> <p>ということは、今のあれだと、この四回の借りかえ、掛ける四といふのは、要するに、来年一月の想定されている出口をいたずらに延ばすための借りかえ回数を見積もつておるということではないといふことです。その点だけ、明確にお答えください。</p> <p>かえしながら、現時点において、仮に、仮にでございますが、同法をもし廃止した上で総合的な出口戦略を進めた場合、中小企業者等に対する金融の円滑化に欠けるような事態を招くおそれもあるというふうに思つております。</p> <p>このような点に鑑み、率直に言えば、いろいろな業界、団体も、先生、これは意見が結構割れたわけでございますが、私が決めさせていただいたのは、やはりこの前のヨーロッパのソブリンリス</p>

クといいますか、円高というふうなことは日本の経済の力を大変弱めていたと、そういうことでもございまして、そういう意味で、最終的にソフトランディングを図つて、いくために、今般、同法の期限を今回に限り一年間延長し、最終年度とさせていただいたということが事実ではないかといふふうに思つております。

○竹内委員 いろいろな意見があろうとは思うんですね。

ただ、やはり経済情勢が大事だと思うんですよ。もしも景気動向が突然いろいろな状況によつて非常に落ち込んだりした場合には、今回が最後だと考えていても、なかなかそういう難しい局面もあるのではないか、こういうふうに思うんですね。

そういう意味では、法案には明記されていませんけれども、そこは、やはり今後の経済情勢によつて柔軟に考えておくべきではないかななど思つんですが、大臣、いかがですか。

○自見国務大臣 竹内議員もおわかりのように、経済は生き物でございまして、その中で多くの業者を営んでおられるわけでございます。

そういう意味で、今の時点では、これは御存じのように、リーマン・ショックあるいはいろいろな景気の変動等々でこの法律を基本的につくたわけでござりますから、中小企業金融円滑化法案については、金融機関による円滑化への対応は基本的に定着しているということを、今さつき大臣政務官から、あるいは副大臣からも話がございまして、具体的な数字も出しておりましたけれども、そういう意味で、貸し付け条件の再変更等が増加しているなど、問題を指摘する声をあらざるところも事実でございます。

今さつき森本議員の話の中に、先生も金融機関におられましたからよくおわかりのように、基本的に、民間金融機関というのは、人様から預かれたお金にまた利子をつけて返さねばならないということが基本でございますから、そういう意味で、やはり、中小企業者等の経営改善支援を含む総合

的な出口戦略を講じるとともに、事業再生等の支

援に軸足を移していくソフトランディングを図る必要があるということから、今回に限り一年再延長ということにさせていただいたわけでございます。

しかし、同時に、先生も言われましたように、経済は生き物でございますから、経済変動が起らぬことを当然望みますけれども、起こる可能性だつて常にあるわけでございます。

そういった中においても、やはり中小企業の安定的経営、あるいは、まさに四百二十万社の中企業がございまして、法人の九九・七%は中小企業でございます。二千八百万人の方がそこで雇用を得ているという現実もあるわけでございますから、そんなことをしっかりと頭に入れつつ、今の時点においては、金融の円滑化を図るとともに、中小企業者の経営改善を積極的に支援してまいる所存であり、同法を再度延長することは考えておりません。

○竹内委員 ことしあたりからは景気もよくなるだろうと我々も思つております。とは思つていますが、それは、経済情勢と、それを受けた政治情勢にやはり依存するんだろうと。我々も、場合によつては、やはり政治情勢、いろいろありますから、絶対にこれで終わりだとか、そんなことは少なくとも野党としては思つていらないということを申し上げておきたいと思います。

それで、出口戦略ということも今長く説明をいただきました。大事だと思うんですね。やはりソフトランディングして、うまくこれだけの中小企業が立ち直れるようにしていくと、いうことが当たりました。大事だと思うんですね。やはり金融機関によるコンサルティング機能の発揮を中心としたときには、もう後は知らない、コンサルティング機能も終わりだみたいなことにならないように、ここはしっかりとしてもらいたいというふうに思つています。

○桑原政府参考人 お答え申上げます。

○竹内委員 同法施行に伴いまして、当初、円滑化法を導入したときに、金融検査マニュアルに、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を柱とするチェック項目が新設されました。その後、金融機関によるコンサルティング機能は充実強化されているとお考えでしょうか。その経過、内容につきましてお答えください。

○桑原政府参考人 お答え申上げます。

○竹内委員 この点は、国民新党の亀井代表が肝心で推進されたことでもあります。やはり我々も全く同感でありましたので、大事なことだと思います。

○竹内委員 この点は、国民新党の亀井代表が肝心で推進されたことでもあります。金融機関に対するチェック項目が新設されました。その後、金融機関によるコンサルティング機能は充実強化されているとお考えでしょうか。その経過、内容につきましてお答えください。

○桑原政府参考人 お答え申上げます。

○竹内委員 今御指摘がございましたように、金融検査マニュアルにつきましては、中小企業金融円滑化法の施行とあわせまして、取引先である中小企業に対する経営相談、経営指導及び経営改善計画の策定支援などの取り組み、いわゆるコンサルティング機能の発揮でございますけれども、これを検証する際の着眼点を盛り込んだ改定を実施したとこ

ろでございます。

このマニュアルに基づく検査でございますけれども、これまでの一般的な印象を申し上げますと、一部では、例えば、金融機関の本部から営業店へ

の指示が不徹底で顧客対応が適切に行われていない意見ですとか、あるいは、バンクミーティング、協調融資をしているような場合に、各金融機関が話し合いの機会を以前よりもより多く持てるようになりました、そういう声も聞かせていただき

ました。

ですので、円滑化法が廃止をされた後でも、やはり中小企業者が、本当の意味で経営改善を行われ、さらには金融融資が円滑化をされていくといったような環境づくりをしていかなければなりません。そのためには、円滑化法が廃止をされた後でも、やはり中小企業者が、本当の意味で経営改善を行われ、さらには金融融資が円滑化をされていくといつたような環境づくりをしていかなければなりません。

具体的には、金融機関のコンサルティング機能の一層の発揮でありますとか、あるいは新規融資を促進していかなければなりません。資本性借入金の積極的活用などとか、あるいはABL、動産担保融資の開発とか普及とか、そういう支障措置に係る取り組みを充実強化し、さらには地域の中企業再生支援協議会との連携強化など、そういった施策を集中的に講じてまいりたい、そう考えております。

○竹内委員 この点は、国民新党の亀井代表が肝心で推進されたことでもあります。金融機関に対する検査の中で金融円滑化について引き続き機能の発揮を含めました金融円滑化への取り組みに向けた態勢は相当程度整備されてきているものだと私も認識いたします。

いずれにいたしましても、金融庁としては、今後とも、検査の中で金融円滑化について引き続き機能の発揮を含め、金融円滑化に向けたさらなる取り組みを促してまいります。

○竹内委員 この点は、国民新党の亀井代表が肝心で推進されたことでもあります。金融機関に対して、コンサルティング機能の発揮を含め、金融円滑化に向けたさらなる取り組みを促してまいります。

○桑原政府参考人 お答え申上げます。

○竹内委員 そこまで、引き続き、中小企業庁にお尋ねをしたいと思います。

やはり出口戦略の中では、本当に中小企業の皆さんを総合的にどうするのかということが問われていると思います。単に金融庁や内閣府の再生支援機構の法案だけができる問題ではないというふうに思つています。

そこで、引き続き、中小企業庁にお尋ねをしたいと思うんです。

○桑原政府参考人 その意味で、お尋ねしたいのは、地域の中小企業再生支援協議会は、現在、実態としてどの程度の活動がなされているのか、そしてまた、本当に中小企業の再生に貢献しているのか、この点につ

いてお答えください。

○宮川政府参考人 お答え申し上げます。

地域の中小企業再生支援協議会におきましては、まず第一段階で、中小企業からの事業の再生に関する相談を受けまして、事業再生に関する知識と経験を有する専門家が課題解決に向けてアドバイスを行つております。さらに第二段階で、本格的な事業再生への取り組みを要すると判断された案件につきましては、債権者間の調整を行つた上で、債権放棄等を含む再生計画の策定の支援を行つておられます。

実績でございますけれども、平成十五年一月の

発足以来、昨年十二月末まで約九年弱でございましたけれども、まず、全国で相談を受けておりますのが「一万三千三百九十二社、年平均でいいますと二千七百社になりますが、こういった相談に応じております。さらに、このうち三千百十四社につきまして再生計画の策定支援を行つてきているところでございます。

こうした活動によりまして、中小企業の再生支援協議会は中小企業の再生の重要な仕組みとして各地域に根づいておりますので、引き続き支援の充実に向けて取り組んでもまいりたいと考えております。

○竹内委員 お答え申し上げます。

確かに、委員御指摘のように、金融円滑化法に基づき条件変更が行われた中小企業が相当数に上るごとを踏まえれば、今後、再生支援協議会の機能を大幅に強化していくことが必要であるというふうに私どもは認識をしております。

具体的には、再生計画の策定支援にかかわりま

す処理期間の大額な短縮化、それから再生支援協

議会の人員体制の拡充、中小企業の直接の相談窓

口となります金融機関や税理士法人との連携強化

等が重要であると考えております。これらにつきまして早急に具体策を取りまとめ、体制整備をしっかりと行つてまいりたいというふうに思つておられます。

さらに、企業再生支援機構によります支援決定の期間が一年延長されることになった場合には、

そこで、次に、企業再生支援機構法につきまして、一つだけお尋ねをしておきたいと思います。

先ほど平井先生の質問もるるありましたので、

重複を避けたいと思つております。

されば、中堅中小企業を救済するためにつくられたものであります。それが、JAL再生のために

この資金と人材を使用してきたということは間違いない。私も当時、国土交通委員会の理事をやつておりますので、ここにいらっしゃる三ツ矢先

生ともども、この経緯はよく掌握しているところ

であります。

政権交代後に、当時の前原国土交通大臣が、突

然、みずから特命チームをつくられて、JAL再生を自分でやるとおっしゃつて、かなり肩に力

が入つてやられたんですが、残念ながら、二ヵ月ほどたつたけれども、高いデューデリジェンスのお金を使つたけれども、最終的には、その特命チー

ムには余り権限がなかつたので動かなかつた、そ

れで、渡りに船とばかりにこの企業再生支援機構

に投げられた、そういう印象を持つております、

はつきり申し上げて。ですから、こういうことにどうたばたしたわけであります。

私たちも、先ほど議論がありましたけれども、

はつきり申し上げて、物理的に、人員と体力、資

金の面でやはりJAしがかなりを占有して、その

結果、地域の中堅中小企業が救えなかつたことは

間違いないというふうに思つております。

その意味では、本来の趣旨に合うように同法を

やはり修正していく必要がある、中堅中小企業を

まず基本的に大事にしていくんだ、再生していく

といったときといふうに思つます。その上で、

しっかりと本来の中堅中小企業を救済するとい

うに考えております。

○竹内委員 非常に重要な点だとも思つております。その意味では、全国でも三十カ所ですか、未

来会議をされるということありますし、六月に

向けて、早急に支援方針を本当にしっかりと固め

ていただきたいというふうに思つます。

そこで、次に、企業再生支援機構法につきまし

て、一つだけお尋ねをしておきたいと思つます。

先ほど平井先生の質問もるるありましたので、

重複を避けたいと思つております。

されば、中堅中小企業を救済するためにつくられたものであります。それが、JAL再生のために

この資金と人材を使用してきたということは間違

いない。私も当時、国土交通委員会の理事をやつ

ておりますので、ここにいらっしゃる三ツ矢先

生ともども、この経緯はよく掌握しているところ

であります。

政権交代後に、当時の前原国土交通大臣が、突

然、みずから特命チームをつくられて、JAL再生を自分でやるとおっしゃつて、かなり肩に力

が入つてやられたんですが、残念ながら、二ヵ月ほどたつたけれども、高いデューデリジェンスの

お金を使つたけれども、最終的には、その特命チー

ムには余り権限がなかつたので動かなかつた、そ

れで、渡りに船とばかりにこの企業再生支援機構

に投げられた、そういう印象を持つております、

はつきり申し上げて。ですから、こういうことにどうたばたしたわけであります。

私たちも、先ほど議論がありましたけれども、

はつきり申し上げて、物理的に、人員と体力、資

金の面でやはりJAしがかなりを占有して、その

結果、地域の中堅中小企業が救えなかつたことは

間違いないというふうに思つております。

その意味では、本来の趣旨に合うように同法を

やはり修正していく必要がある、中堅中小企業を

まず基本的に大事にしていくんだ、再生していく

といったときといふうに思つます。その上で、

しっかりと本来の中堅中小企業を救済するとい

く必要があると思いますが、大臣の見解を聞いたいと思います。

○古川国務大臣 先ほど来から御指摘がございま

すように、そもそもこの法律をつくったときには、この機構というのは、地域経済の再建に資するよ

う、地域の中堅事業者や中小企業者のほか、大企

業についても、地域経済への波及効果が大きいも

のを支援対象として想定したところであります

ので、JALのような、全国規模で、特定地域との

関連性が薄いものを念頭に置いていたわけではございません。

ただ、JALを支援したことにつきましては、さまざま御議論はござりますけれども、約三万二千六百人の雇用を確保し、取引先は、間接的なも

のを含めますと一万数千社あつて、その多くが中

小企業であることを勘案すると、JALを支援する意義はあったというふうに考えております。

その上で、今、委員のよくな御指摘をいたい

ることは私どもも承知いたしておりますの

で、今後、企業再生支援機構は、地域経済の再建

に資するような中堅企業や中小企業を中心として想

定していることに鑑みて、大企業については、支

援を行わなければ地域経済の再建等に甚大な影響

を及ぼすおそれがあるものを除き、対象としない

方針としてやつてまいりたいというふうに考えております。

○竹内委員 私は、やはり大企業はしっかりと自分

で再生してもらわないと困ると思うんですね。

ハンディが中堅中小企業とは違うわけであります

て、それだけの力を持ってきたわけでありますか

お答えください。

○宮川政府参考人 先日の予算委員会での委員の

御指摘を踏まえまして、中小企業をおきましては、

新たな小規模零細企業対策というものをどのように

考えているのか、これは過日の予算委員会でも

私が要求したところですが、それについてお答えください。

○竹内委員 ここはしっかりとやつてもらいたいと

思います。

その上で、この中小企業再生支援協議会以外に、

新設な小規模零細企業対策というものをどのように

考えているのか、これは過日の予算委員会でも

私が要求したところですが、それについてお答えください。

○宮川政府参考人 先日の予算委員会での委員の

御指摘を踏まえまして、中小企業をおきましては、

新たな小規模零細企業対策というものをどのように

考えているのか、これは過日の予算委員会でも

私が要求したところですが、それについてお答えください。

う、ハンディのある方々を救済するためにやはり国の役割はあるんだろうと私は思つております。これは、この程度にしておきます。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律について、一つだけお聞きしておきたいと思います。まとめてお聞きしますが、同法のこれまでの効果、銀行に対しての効果と市場に対しての効果、それを踏まえて、当初の目的は達しているとの意見もあります。特に、持ち合い事業法人からの銀行の買い取りの必要性はなくなつてゐるのではないかという指摘もあります。持ち合い解消は順調に進んでいるというふうに我々も見ておるんですけれども、この点につきましてお答えください。

○中塚副大臣 先生御指摘のとおり、この株式買取り機構なんすけれども、平成十八年、十九年の二年度にわたりましては、株式の買い取りを行つておりました。ただ、リーマン・ブレイズ・ショックが起りこまして、株式市況に多大な影響が及び、その株式市場が、さらには経済にも影響を与える。そういうスパイク的な悪循環を防ぐという意味においては、この機構は一定以上の役割を果たした、そういうふうに考えております。

さらには、東日本大震災もございました。引き続き、銀行等保有株式取得機構がセーフティネットとしての役割を果たしていくことは重要であろう、そういうふうに考えておりますし、また、加えまして、ある、そう思つておりますし、また、加えまして、バーゼルⅢの実施もございます。銀行が保有株式を処分していくニーズはこれからも引き続き高いですから、今申し上げたような事情を踏まえた上で、買い取り期限を平成二十九年三月まで五年間延長することをお願い申し上げております。

○竹内委員 時間も残り少なくなつてしまいましめたが、自見大臣に政治的な質問を一、二問いたします。

まず、公明党が現在提案しております郵政民営化法改正案について、どのように認識をされていますか。

○自見国務大臣 郵政改革特別委員会を衆議院につくついていただいておりまして、各党、たしか私の記憶が正しければ、十二回ほど理事会で協議をしていただいているところでございます。

大変公明党さんが熱心に、非常にいろいろな意見もあります。そこで、その方法論をどうするかと一致でございまして、その方法論をどうするかと

いうところに意見の若干の違いがあるかと思いますけれども、公明党さんが非常に熱心に、非常にいろいろ各党間の根回しをしていただいているやに聞いております。

私は、担当大臣として、法律というものは基本的に國權の最高機關でございます国会で決める話でございますから、大変ありがたい話だというふうに思つております。

○竹内委員 あと二分ありますので、もう一問だけ。

国民新党的亀井代表は、先日、テレビで、野田

政権がこの消費税関連法案を閣議決定した場合に、はい、そうですかとサインすることはないとござりますが、拒否されますか。

○自見国務大臣 竹内先生から大変重たい御質問でございますが、今後の消費増税をしないとの約束をほゞにして連立に残る理由はないというふうにおっしゃつてあるんでも、自見大臣は、閣議決定において署名を拒否されますか。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

まず、中小企業等金融円滑化法についてお聞きをしたいと思います。

○佐々木(憲)委員 今この場でお答えすることは私は適当でないといふふうに思つております。

しかし、私いたしましても、国民新党的政策の一丁目一番地は、さつき先生から郵政改革のことで御質問をいただきましたが、やはり郵政改革の推進であるというふうに考えておりまして、い

進行係ということで、百五十三回理事会を開きまして、三泊四日の内で、当時大変反対があつたわけで、牛歩があつたわけでございますけれども、

私は、たまたま閣僚でございまして、そのとき三か月五に上げたという、そういう経験を持たせていただきましたけれども、その具体化に当たつては、今後、大綱に対して寄せられる民意等も踏まながら、大変重要な問題でございますから、さらに多面的、多角的に検討して、議論を尽くしていただきましたけれども、その具體化に当たつては、今後、大綱に対して寄せられる民意等も踏まえながら、閣議決定は間違なくされるわけではありませんし、今のお話を聞くと、どうも郵政にめどがつけば連立を離れるのかなという印象を持つことだけ申し上げて、終わります。

○海江田委員長 時間でございますので、手短にお願いします。

○自見国務大臣 はい。また、橋本内閣のときに私は、たまたま閣僚でございまして、そのとき三か月五に上げたという、そういう経験を持たせてお願いします。

○自見国務大臣 はい。また、橋本内閣のときに私は、たまたま閣僚でございまして、そのとき三か月五に上げたという、そういう経験を持たせてお願いします。

○竹内委員 もうこれで終わりますが、仮定の話ではなくて、閣議決定は間違なくされるわけではありませんし、今のお話を聞くと、どうも郵政にめどがつけば連立を離れるのかなという印象を持つことだけ申し上げて、終わります。

ありがとうございます。

○海江田委員長 次に、佐々木憲昭君。

まず、中小企業等金融円滑化法についてお聞きをしたいと思います。

○佐々木(憲)委員 この法律で、貸し付け条件の変更等が実施をされおりますが、その実態についてお聞きをいたしました。この法律で、貸し付け条件の変更等が実施をされおりますが、その実態についてお聞きをいたしました。変更等が行われた件数、それから会社数をお答えいただきたい。

○細溝政府参考人 お答え申上げます。

中小企業金融円滑化法の施行以降、金融機関が、

中小企業者に対する、これまで約二百二十万件の条件変更を行つております。これは、申し込みに占める実行の割合は、九割を超える水準となつております。

このような点に鑑み、しかし、同時に、中小企業も、これは今さつきも申し上げましたように、二千八百万人がここで職を得ているわけでございまして、中小企業者等の経営改善支援を含む総合的な出口戦略を講じるとともに、事業再生等の支援に軸足を円滑に移していくソフランディング、そういうことを図る必要があるということ

ません。ただ、民間の信用調査機関のデータなどから推計いたしますと、おおむね三十万から四十万社程度ではないかと考えております。

○佐々木(憲)委員 二百二十九万件で、三十万から四十万社が対象であったと。

私は、中小企業への支援として、これは一定の効果があつたと考えております。これは引き続き効果が上がるよう期待をしたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 まさに、その通りであります。これはモラルハザードだと、そういうふうに思つておられます。しかし、私は大事なことだというふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 まずは、自見大臣、いかがですか。

○自見国務大臣 佐々木先生御存じのように、経済は生き物でございます。しかしながら、中小企業金融円滑化法案については、金融機関による円滑化への対応は基本的に定着してきたところもございますし、また、同時に、貸し付け条件の再変更等が、リ・リスクシェールと申しますが、これが増加しているなどの問題点を指摘する声もございませんして、こういったことを考え、今さつきも答弁申し上げましたけれども、民間の金融機関といふのは、基本的に、人様からお預かりしたお金に規律だとかモラルハザードだと、そういうふうに思つておりますから、そういう意味で、いわば金融規律だとかモラルハザードだと、そもそも非常に私は大事なことだというふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 このような点に鑑み、しかし、同時に、中小企業も、これは今さつきも申し上げましたように、二千八百万人がここで職を得ているわけでございまして、中小企業者等の経営改善支援を含む総合的な出口戦略を講じるとともに、事業再生等の

支撑に軸足を円滑に移していくソフランディング、そういうことを図る必要があるということ

です。それでも、消費税の増税も、またこれは大変握しておりますが、そういう関係上、条件変更した社数については、確とした数字は把握しておりません。

○佐々木(憲)委員 経済は生き物と言ひながら、

一年に限るなどということを今の時点で決めるといふのは無理があるわけで、ですから、この実施状況を踏まえて、延長するかどうかについては一年後の状況を見て検討するというのが当たり前のことだと私は思います。

さて、そこで、企業再生支援機構法改正案についてですけれども、この円滑化法と裏腹の関係にある、表裏の関係にあると説明されてまいりました。

この法案の概要という説明を読みますと、中小企業金融円滑化法の延長に伴い、金融機関によるコンサルティング機能の一層の發揮を後押しするため、同法の延长期間に合わせて機構の支援決定期限を延長する、こういうふうに書かれているわけです。これは間違いありませんね、古川大臣。

○古川国務大臣 メーンは金融担当大臣がお答えになることかと思いますが、議員御指摘のとおり、企業再生支援機構は、円滑化法により条件変更を行っている間、対象となる中小企業の抜本的な再生支援を行うに際して重要なツールであって、円滑化法と車の両輪をなす、表裏の関係にあるものというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 車の両輪であると。

そこで、この円滑化法で条件変更の対象となつた中小企業が望んだ場合には、必ず企業再生支援機構が相談に乗つて支援をする、こういう理解でよろしいですね。

○古川国務大臣 相談には、どういう企業であつても乗ることにならうかと思います。ただ、企業再生支援機構というのは、これは地域経済の再建を図り、あわせて、これにより地域の信用秩序の基盤強化にも資することを目的として、それに資するような事業の再生を支援していくことになります。

したがいまして、中小企業金融円滑化法の対象事業者につきましては、基本的には金融機関がコンサルティング機能を発揮して事業再生支援を行っていくことになりますが、その際、債権者間調整が困難な先などを中心にして、その困難性に

応じて、企業再生支援機構であるとか、あるいは中小企業再生支援協議会といった外部専門機関を活用できるよう、おののの機能強化を検討しているところであります。

その中で、では、機構はどういう役割を果たすかということでございますが、機構は、出資して、ハンズオンで短期再生を図る機能を生かしたテーク-overの支援を行う組織であります。そうしたことから、中小企業再生支援協議会その他の組織と役割分担、連携をしっかりとして、地域経済の再建に資する中堅中小企業の再生、特に各都道府県にまたがる案件、メガバンクが絡む案件、また医療、交通等のインフラ産業など地域経済の再建に資する産業の再生に取り組んでまいりたいとうふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 今、いろいろな長い説明がありました、要するに、この円滑化法の対象となつた中小企業については、基本的には金融機関に任せますよ、この再生機構に対応する対象というのは、一定の限定つきの、地域経済の再建等々、そういう限定つきのものですから違うんです、今の説明はそういうことですね。これはおかしいんじゃないですか。何が裏腹ですか。完全違うんじゃ

ないです。

それから、融資についてでございますが、融資枠につきましては、全体で、支援決定段階の融資枠としては三千六百三十一億でございます。この中には、三千五百五十億のJALを含めまして、三千六百二十四億の大企業の融資枠がございます。

まだ、JALにつきましては、枠は三千五百五十億設定いたしましたが、実際に使われましたのは八百億円ということです。それ以外の七件のうちの五件はその他の事業者といふことで、融資枠ベースですと七億ということです。

以上でございます。(佐々木(憲)委員「パーセントは」と呼ぶ)パーセントは、大企業分でいいます。

○佐々木(憲)委員 結局、中小企業のためとか再生が必要だといなが、実際にやっているのは、融資額は大企業が九八・七%ですよ。それから、融資額についていいますと九九・八%ですよ。大企業がごつそりとこれを利用している。

先ほども若干ありました、中小企業というのは、リスクを受けた中小企業の数は三十万社から四十万社ある中で、この支援機構の対象になつたのはほとんどありませんね。こういうやり方です。

にならない。

具体的に聞きますけれども、融資額、出資額のうち大企業が占める比率は幾らでしょうか。中小企業が利用したのは何件で、比率は幾らですか。

○神田政府参考人 お答えします。

まず、出資についてでございますけれども、全

体で十二件出資いたしておりますが、そのうち大

企業の案件が三件でございます。全体では出資決

定額が三千六百九十一億でございます。その中で、三千五百億円のJALを含めまして三千六百四十

三億円の決定額でございますので、率としますと、件数

額では九八・七%ということです。

でございますと、十二分の九がその他の事業者とい

うことで、四十八億の出資ということになつてござります。

○古川国務大臣 お答えいたします。

企業再生支援機構が支援事業者に対する出融資

等を回収できず解散時に欠損が生じた場合には、

機構の出資金が毀損し、国と金融機関が出資額に

損失が生じた場合には、政府は、債務を完済する

ために要する費用を補助することができるとき

ております。

○佐々木(憲)委員 結局、国民にそのツケが回る

わけですよ、財政がその受け皿になるというこ

とになりますからね。これは本当に、私たちはこ

ういうやり方には到底賛成するわけにはいかない

い。

あと若干時間がありますので、自見大臣にお聞

きしたいと思うんです。

○佐々木(憲)委員 「日曜討論」というのがNHKであります。民新党の亀井静香代表は、こういう発言をされて

いるんです。民主党は、ミニフェストで消費税を上げないと約束しているのに、うそをついた、国民党との約束も破る、モラルの問題だ、こう非

常に厳しく批判をしているんですね。

亀井静香代表も、首相との会談の後、この問題

しかも、ほとんどが日本航空への支援が中心であります。こんなやり方を我々は到底容認できない。

原則三年以内に支援を完了し、その後、機構が業務を完了するということになりますけれども、仮に損失が出た場合、これは誰が負担するんですか。

おりました。私と性格が違いまして、結構言葉も激しいのでございますが、なかなか風雪に耐えた与党的政治家だというふうに私は尊敬いたしております。

いろいろ私が一々、党首はどう言った、こう言ったということについては、私は新聞、テレビで聞くことはございますが、いずれにいたしましても、これは今さつき公明党さんにもお答えをいたしましたけれども、この公約、こういう消費税の話は、私は政調会長でございましたから、まさにこの公約をつくったときの責任者でございますが、後から鳩山総理大臣がたしか国会で言われたと思いませんが、もし政権交代をすれば、その間じゅう消費税を上げることはないんだけれども、論じることには自由だということを何度も鳩山総理も予算委員会でも言つておられましたし、我々も、論じることを禁止するということは、そこまでは、国会でございますから、やはり自由な論議があつていいというふうに思うわけでございます。

また、いろいろ状況も変化いたしまして、先生御存じのように、ギリシャを中心としたいわゆるソブリンリスク、財政規律ということが非常に大きな問題に世界的になつておりますし、そいつたことも時代の変化としてあるのかな、そういうふうに思うわけでござりますから、やはり、論じることは公約違反だというふうに私は政治家としては決して思つておりません。

○佐々木(憲)委員 今は論じている段階は過ぎてゐるんです。もう既に大綱が決定され、自見大臣はそれを署名されましたね。三月中に法案化されるわけです。

龜井代表は、党として署名には応じられない、こういうふうに発言しているんです、党としてと。自見大臣はこの党の方針で行動するのかどうか、確認をしたいと思います。

○自見国務大臣 党首がいろいろ発言しておられることは仄聞いたしておりますが、まだ我が党としては、きちつと議員総会等々を開いて話を決めたということは私はないというふうに記憶いたし

ております。

いずれにいたしましても、まだ仮定の問題でございますから、大変重たい課題であることは先生に当たつては、今後、大綱に寄せられた民意等も踏まえて、さらに多角的、多面的な、各政党の中でも賛成、反対があるようでございますから、そういうふうに考えておりまして、今、大綱に賛成したから法律はどうするのか、態度いかに、こういふうに私は思つております。

○佐々木(憲)委員 奇妙な答弁ですね。党としては従来賛成しないと言つてゐるのに、政党人としては従来も賛成したこととどちらがございまして、国民党としては公約違反違反になるんですよ。国民党としては公約違反なんですね。国民党に対する裏切り行為になるんです、とどまるとはできないわけですね。そういうふうに私は、最終的な態度が近々決められるんだろうと思いますけれども、署名をしたらマニフェスト署名をすれば。署名を拒否したら、これは内閣にございませんけれども、今私が申し上げます。国民党に対する裏切り行為になるんです、とどまるとはできないわけですね。そういうふうに私は、最終的な態度が近々決められるんだろうと思います。

○佐々木(憲)委員 次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづな 豊田潤多郎でござります。

私の持ち時間は十分といたしますので、二点申し上げます。

一点は、今回の内閣提出の第四号、第五号、第四十七号の三つの法律案に関しまして、新党きづなといたしましては、そのもととなる法律三本の法律の施行後の運用実績。それから三番目が、それぞれにつきまして、次の三点を精査いたしました。第一点は、その法律制定の背景、経緯につきましてであります。それから二番目に、各三本の法律の施行後の運用実績。それから三番目が、それらの目的達成の評価ということであります。

事前にいろいろ資料をいただきまして、我々な

りに調べました結果、この三つの法律の期限を延長するということにつきましては、問題がないと

いうわけではありませんけれども、特に企業再生支援機構法の一部改正案につきましては、この後

あります。もうおわかりだと思いますけれども、その具体化に当たつては、今後、大綱に寄せられた民意等も踏まえて、さらに多角的、多面的な、各政党の中でも賛成、反対があるようでございますから、そ

ういったことで議論を尽くしていく必要があると

思います。

踏まえて、さらに多角的、多面的な、各政党の中でも賛成、反対があるようでございますから、そ

ういったことで議論を尽くしていく必要があると

あります。ありがとうございます。

○古川国務大臣 御賛同いただくということで、

企業再生支援機構がそもそもできたときの目

的、すなわち、地域経済の再建、そして地域の信

用秩序の基盤強化、それに資するよう、対象とな

ります、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者、その他の事業者、こうした対象の救済に向けて、きょう、さまざま修正案も提案をされるというふうに伺つておりますけれども、そつした国会の御意思も

しっかりと尊重して、今後の運営に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○豊田委員 自見それから古川両担当大臣を初め、担当省庁及び関係省庁等におきましては、こ

の三つの法律の本来の趣旨及び目的が十分達成さ

れますように、今後とも適正かつ効率的な対応、運用により一層努力をしていただきたい、これを申し上げておきます。

○自見国務大臣 さづなの豊田議員から、三法に必ずしも全部もろ手を挙げて賛成というわけではなけれども、今の経済の与えられた状況、特に中小企業の状況を考えて賛成だと。

後から修正が出るという話は、私は行政府でございましたから初めて聞かせていただきましたが、できるだけ議会での英知を集めて、そういうふうに本当に、私もさきも申しましたけれども、四百二十万社の中小企業法人でございまして、法人の九十九・八%は中小企業でござりますし、そして二千八百万人、日本人のざつと言えば四人に一人は中小企業で職を得ているという状況でございまます。そしてなおかつ、先生御存じのように、中小企業というのは、非常に彈力性がある、あるいは非常に多様性がある。しかし、同時にまた、もう少しいものでもござります。

我々は、消費増税の前にやるべきことがあると大きく言つて三つあります。

一つは、思い切った行財政改革、そういうことをせずに、なぜ消費税を増税するのか。

二番目が、社会福祉、社会保障と税という切り口も問題と私申し上げておりますけれども、仮にそこに限定したとしても、社会保障の青写真がはつきりしない中で、なぜか消費税だけがひとり歩きしている。まさに福祉なくして増税なしといふことではないかと思いますが、それが第二番目の問題。

それから三番目が、このデフレ下で、景気の回復が見られない時点で、どうして消費増税に踏み

切つてしまふのか。やはり景気回復なくして増税なし。

まさに、改革なくして増税なし、福祉なくして増税なし、景気回復なくして増税なしということを強く申し上げてきたわけですから、ここに至つて、自見大臣にお伺いしたいのは、先週金曜日、十六日の閣議後の記者会見で、大臣は、郵政改革もある意味で最後のチャンスだ、そんなことも勘案しながら最後は私の責任で判断したいといふことで、消費増税の法案の署名は私の責任でとすることをおっしゃった。

その前にちょっと、郵政改革もある意味で最後のチャンスだということが気になるところですけれども、いみじくも竹内議員が言われたように、郵政でめどがつけば、連立解消で、消費増税は反対でということなのかなとうがつた見方でもありますから、かもしだれませんが。

ささらに、十八日に、NHKの「日曜討論」で、御党の国民新党の女性の亀井議員、政調会長が、再度というか、何度もおっしゃっていますけれども、明確に、消費増税法案には党として反対だということをおっしゃっている。

それらを踏まえまして、もうまさに、仮定の話という話ではないと私は思います。郵政の方ははつきりと評価をされておられるにもかかわらず、消費増税の法案について、いつまでも仮定の話というわけではないと思いますので、同じ答えになろうとは思いますけれども、改めて自見大臣のお考へを確認したいと思います。

○自見國務大臣 豊田議員にお答えをさせていただきます。

今後、消費税増税に係る法案が閣議決定されるときの賛否についてどうだという御質問でござりますが、本当に申しわけございませんが、仮定の話であつて、今お答えするには適当でないというふうに考えております。

私としては、国民新党をつくった、政策の一項目一番地は郵政改革の推進でございまして、これはある意味で党是でございまして、我が党にとり

ましては非常に大きな法律だと思つておりますが、今、郵政改革特別委員会で、民主党さんある

いは自民党さん、公明党さんが本当に真摯に、今はつき言いましたように、明治以来つくつたネットワークそのものをやはり維持すべきだというのがみんなの、ネットワークを潰してしまつてもいいといふふうな御意見はないというふうに私は聞いております。

そういう中で、いろいろな違い、立場を乗り越えて今大変な御努力をいただいているわけでございますから、我が党の一丁目一番地でございますから、そういうこともきちっと視野に入れつつ、いすれにしても、また、消費税の問題、今さつきも申し上げましたように、私自身が、竹下内閣のときに議院運営委員会の呼び出し係で、百五十三回、戦後一番、議院運営委員会の理事懇をやつた、そんな状況の中で、多分、二泊三日ぐらい、徹夜で消費税をつくらせていただきて、当時、消費税は3%でしたが、最後は竹下内閣の支持率が3%になりました、それでもやはり国家のために我々は、若かつたということもございましたかもしれませんけれども、やらせていただいたわけでござります。

また、一九九七年、私は第二次橋本内閣の閣僚でございましたが、当時、3%を5%に上げるということでございましたが、上げたら後、北海道拓殖銀行が破綻する、あるいは山一証券が破綻するというようなエピソードもございました。

そういうこと、いろいろあれやこれやを考えながら、やはり大変重要な問題であるということは私もよく認識しておりますので、その具体化に当たつては、今後、大綱に対し寄せられる民意等も踏まえて、さらに多面的、多角的に検討して、そこで重要な効果を発揮しており、法案の一年間延長に賛成であります。政府系金融機関とともに、改正案の反対理由です。

本修正案は、機構の本来の支援対象である中小企業者等に対する支援実績が低調である一方、支援の大部部分がいわゆる大企業の再生に充てられており、この現状を改善し、中小企業者等に対する再生支援を通じた地域経済の再建を図るという法の趣旨を、制度上も明確化するものであります。

次に、本修正案の概要について申し上げます。本修正案において、機構に対して再生支援の申込みをすることができる事業者から、政令で定められた大規模な事業者を除くこととしております。ただし、事業の再生が困難なれば地域経済の再建等に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認める事業者については、例外的に再生支援の申し込みをすることとしております。されども、どうもいろいろ、ニュアンス的には消費税反対かなというような感じがいたしておりますので、ぜひ、郵政改革と同様に、その意思を明確にされることを最後に申し上げておきまして、私の質問を終わります。

○豊田委員 時間が来ていますので、一言だけ申します。

大臣の答弁は、もう全く同じことなんですねけれども、どうもいろいろ、ニュアンス的には消費税反対かなというような感じがいたしておりますので、ぜひ、郵政改革と同様に、その意思を明確にされることを最後に申し上げておきまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○海江田委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○海江田委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○海江田委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○海江田委員長 これより各案及び修正案を一括して討論に入ります。

○佐々木憲昭君 討論の申し出がありますので、これを許します。

○佐々木憲昭君 佐々木憲昭君。日本共産党を代表して、中小企業金融円滑化法改正案に賛成、銀行等株式等の保有制限法改正案に反対、企業再生支援機構法改正案の修正案に賛成、修正部分を除く原案に反対の立場から討論を行います。

○佐々木(憲)委員 中小企業金融円滑化法改正案に賛成の理由は、東日本大震災等の影響でいまだ経済環境が回復されていない中、多くの中小企業の資金繰りは依然厳しく、住宅ローン利用者にとっても引き続き金融支援が必要だと考えるからです。

○佐々木(憲)委員 同法が成立して以来、百六十六万件の中小企業者からの申し込みがあり、百五十万件で実行されています。中小企業や地域経済の下支えとして重要な効果を發揮しており、法案の一年間延長に賛成であります。政府系金融機関とともに、改正案の反対理由です。

保有株式の含み損は、あくまでも銀行が負うべき損失リスクであるにもかかわらず、株式市場が低迷するたびに国民が銀行のリスクをかぶる仕組みのもとで株式の買い取りを実施するなら、金融機関のモラルハザードを招き、一層、日本の金融

○海江田委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。国務大臣古川元久君。

○古川国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○海江田委員長 お詰りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○海江田委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、保険業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○自見国務大臣 ただいま議題となりました保険業法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

○自見国務大臣 ただいま議題となりました保険業法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

○自見国務大臣 近年、少子高齢化や国民のニーズの変化等、国内の保険市場を取り巻く環境の変化を受け、我が国保険会社が海外市場への進出を図る事例が増加しております。また、国内においても保険会社の再編統合の動きが進展しております。

○自見国務大臣 このため、保険契約者に対する適切な保護を図りながら、保険会社の国際展開や再編統合を行います。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

ややすくすることにより、各保険会社が経営の基盤強化、効率化やサービスの向上を推進していくことが重要と考えられます。

また、東日本大震災の影響や、歐州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱が続いている状況等に鑑み、生命保険契約者保護機構がセーフティーネットとしての機能を万全に果たすことは引き続き重要であります。

このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、保険会社における経営基盤の強化及び経営効率の向上を図るために、子会社の業務範囲の特例、保険契約の移転に係る規制の見直し、保険募集の再委託制度の導入のための措置を講ずることとしております。

第二に、生命保険会社が破綻した場合に生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しましては、平成二十四年三月三十一日までの破綻について政府の補助を可能とする特例措置が設けられております。

第三に、生命保険業者が引き受け可能な保険金額に関する特例措置を延長することとしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○海江田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○自見国務大臣 次回は、来る二十三日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案）

第一項「中堅事業者、中小企業者その他の」を削り、同項第三号を同項第四号とし、第二号とし、同項に第一号として次の一号を加えます。

第二十五条第一項中「中堅事業者、中小企業者として政令で定める事業者（再生支援による事業の再生が困難なれば、当該事業者の業務のみならず地域における総合的な経済活動に著しい障害が生じ、地域経済の重建、地域の信用秩序の維持又は雇用の状況に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認めるもの）を除く。」

第三十三条第三項の改正規定の次に次のように加える。

第五十八条第一項ただし書中「第二十五条第七項」を「第二十五条第一項第一号、第七項」に改める。

附則第一項に次のただし書きを加える。

ただし、第二十五条第一項の改正規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則第二項の見出しを削り、同項中「この法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法」を「旧法」に、「この法律による改正後の株式会社企業再生支援機構法（以下「新法」という。）」を「新法」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第一項の次に次の見出し及び一項を加える。

（経過措置）

2 この法律による改正後の株式会社企業再生支援機構法（以下「新法」という。）第二十五条第一項の規定は、前項ただし書の政令で定める日以後に新法第二十五条第一項の規定による再生支援の申込みをする事業者について適用し、同日にこの法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法（以下「旧法」という。）第二十五条第一項の規定による再生支援の申込みをした事業者については、なお従前の例による。

（保険業法等の一部を改正する法律案）

第一条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

（保険業法の一部改正）

第一項第一項中「包括移転」を「移転」に、「包括移転」を「移転」に、「における契約条件の変更」を「における契約条件の変更等」に、「包括移転等」を「移転等」に改める。

第二項中「委託を受けた者」の下に「受け、又は当該委託を受けた者の再委託」を加え、同条第二項中「委託を受けた者」の下に「若しくはその者」を「これらの者」に改め、同条第二十一項中「委託を受けた者」の下に「受け、又は当該委託を受けた者の再委託」を加え、同条第二十二項中「委託を受けた者」の下に「若しくはその者の再委託を受けた者」を加え、「その者」を「これらの者」に改める。

第三項中「これららの者」に改める。

第九十八条第二項本文中「ときは」の下に「、三百七十五条第三項の規定により同項に規定する保険募集再委託者が保険募集の委託に係る契約の締結について認可を受ける場合を除き」を加える。

第一百条の二中「場合」の下に「（当該業務が第十九条に規定する保険募集再委託者が保険募集の委託に係る契約の締結について認可を受ける場合を除き）」を加える。

第一百条の二中「場合」の下に「（当該業務が第二百七十五条第三項の規定により第三者に再委託される場合を含む。）」を加える。

第一百六条第一項第十一号中「第七項」を「第十項」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 第八号に掲げる会社を子会社とする外國の会社であつて、保険持株会社と同種のもの又は保険持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含

み、次号に掲げる会社に該当するものを除く。)

第一百六条第二項第六号口、第七号口及び第八号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十五号に掲げる会社」に改め、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「又は第十四号」を「第十四号又は第十五号」に、「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項の規定は、保険会社が、現に子会社対象会社以外の会社を子会社としている同項第八号又は第十四号に掲げる会社を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、当該子会社対象会社以外の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 保険会社は、前項ただし書きの期間又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年限り、これらの期限を延長することができる。

6 内閣総理大臣は、保険会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。
 一 当該保険会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の会社又は当該会社を子会社としている第一項第八号若しくは第十四号に掲げる会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じることにより子会社対象会社以外の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第一百三十六条の二第一項中「されれる保険契約」の下に「(第百三十八条第一項において「移転対象契約」という。)」を加える。
 第百三十六条の二第一項中「次条第二項の規定により同条第一項の公告に付記した期間」を「次条第一項の規定により公告された異議を述べるべき期間」に改める。

第一百三十七条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条第一項中「並びに移転会社」を「移転会社」に、「その他内閣府令で定める事項を公告しなければ」を「並びに移転対象契約者で異議がある者は一定の期間内に異議を述べるべき期間」に改める。

べき旨その他内閣府令で定める事項を公告することともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第五分の一」を「第一項の異議を述べるべき」に、「二項の」を「第一項の異議を述べるべき」に、同条第六項中「十分の一」を「十 分の一」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「又は第十四号」を「第十四号又は第十五号」に、「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

第二百七十三条第一項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第四項第一号中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第二百二十七条第一項第二号中「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項第三号中「第一百六条第四項」を「第一百六条第七項」に改め、同項第八号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

5 移転会社(保険契約の全部に係る保険契約の移転をしようとするものを除く。)は、第二百三十九条第一項の規定による認可を受けた場合において、第一項の異議を述べ、かつ、保険契約が移転することとなる場合には解約する旨を申し入れた移転対象契約者がいるときは、保険契約の移転の前日までに当該移転対象契約者に対し、被保険者のために積み立てた金額、未経過期間(当該保険契約に定めた保険期間のうち、当該保険契約が解約された時において、まだ経過していない期間をいう。)に対応する保険料その他内閣府令で定める金額を払い戻さなければならない。

第二百七十三条の二を次のように改める。
 (保険業を営む株式会社の分割)
 第一百七十三条の二 保険業を営む株式会社(以下この節において「保険株式会社」という。)は、その会社分割(以下この節において「分割」という。)によりその保険契約を承継させ る場合には、新設分割計画又は吸収分割契約(以下「分割計画等」という。)において、当該分割により承継させるものとする保険契約(以下「分割対象契約」という。)について、契約条項の輕微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる。

第一百七十三条の四第二項中「の債権者に限る。」を「に規定する債権者に限る。(保険契約を承継させる分割である場合には、前項第一号又は第三号に掲げる者のうち分割により承継させる保険契約に係る保険契約者及び当該知っている債権者)に改め、同項第二号口中「及び」を「及び新設分割設立会社」に、「合同会社」を「合同会社をいう。次条第一項において同じ。」に改め、同条第六項中「五分の一」を「二」に改め、同条第一項の契約の要旨(外國保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表)を「前二号に掲げるもののほか、内閣府令で

定める事項については、移転対象契約者でないものとみなす。

2 前項の承諾をした者は、前条の規定の適用については、移転対象契約者でないものとみなし。

(二)の下に「第二百五十五条第一項及び第三項に掲げる会社の事業の遂行のため、当該保険会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該保険会社が子会社とした第一項第八号に掲げる会社の事業の遂行のため、当該保険会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められるこ

